

平成27年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(7日目)

平成27年12月7日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

第 1 議案第66号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算について

第 2 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(18名)

- 1番 上坂久則君
- 2番 滝波登喜男君
- 3番 長谷川治人君
- 4番 朝井征一郎君
- 5番 酒井要君
- 6番 江守勲君
- 7番 小畑傳君
- 8番 上田誠君
- 9番 金元直栄君
- 10番 樂間薫君
- 11番 齋藤則男君
- 12番 伊藤博夫君
- 13番 奥野正司君
- 14番 中村勘太郎君
- 15番 川治孝行君
- 16番 長岡千恵子君
- 17番 多田憲治君
- 18番 川崎直文君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	平野信二君
教育	長	宮崎義幸君
消防	長	竹内貞美君
総務課	長	山下誠君
財政課	長	山口真君
総合政策課	長	太喜雅美君
会計課	長	清水和子君
税務課	長	歸山英孝君
住民生活課	長	野崎俊也君
福祉保健課	長	森近秀之君
農林課	長	小林良一君
商工観光課	長	川上昇司君
建設課	長	平林竜一君
上下水道課	長	清水昭博君
永平寺支所	長	山田幸稔君
上志比支所	長	山田孝明君
学校教育課	長	南部顯浩君
生涯学習課	長	長谷川伸君

6 会議のため出席した事務局職員

議会事務局長 佐々木利夫君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（川崎直文君） 各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに7日目の議事が開会できますことを心から厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第66号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（川崎直文君） 日程第1、議案第66号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第66号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

去る11月18日に発生いたしました永平寺支所地下倉庫の火災により罹災しました物件の早期復旧を図るための経費を計上させていただくものでございます。

地下にありました電源ケーブルや弱電設備、上水配水管などが被害を受けましたので、早期に復旧し、町民の皆様の利用や支所業務に支障を来さないよう実施させていただくものでございます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

なお、今回の火災発生につきましては、現場検証等を実施していただきましたが、原因不明ということでございます。町民の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたこと、改めましておわび申し上げます。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 暫時休憩をお願いします。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩いたします。

（午前10時04分 休憩）

---

（午前10時05分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開いたします。

財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、議案第66号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算（第6号）についての補足説明をさせていただきます。

お手元に配付されております議案第66号の3ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億8,793万9,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については4ページから5ページにかけての第1表 歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは、初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

款2総務費、目7支所費、補正額450万9,000円は、平成27年11月18日に発生しました永平寺支所地下倉庫の火災により罹災しました物件の早期復旧のための経費を計上するものでございます。

需用費では、地下倉庫で保管しておりました応急給水装置が損傷しましたので修繕を、また以前より不調でありました屋上排水層への自動送水装置が全く作動しない状態となりましたので、定水位弁、電磁弁などの部品交換修繕をあわせて実施するものでございます。計上額は合わせまして36万3,000円でございます。

委託料16万3,000円は、火災によりすすで汚れてしまいました天井や壁など高所作業が必要な箇所の清掃委託料でございます。なお、手の届く箇所につきましては職員のほうで清掃をしております。

工事請負費では、被害を受けました地下電源ケーブルや弱電設備、上水配水管等の復旧工事を実施するものでございます。計上額は合わせまして398万3,000円でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、8ページをお願いいたします。

下段の款19諸収入、目1雑入、町有建物火災等共済金417万5,000円は、保険の対象となる経費分を計上するものでございます。

また、保険の対象とならない屋上排水層への自動送水装置の修繕に係る経費分につきましては、前年度繰越金33万4,000円を充てることとしております。

以上、議案第66号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算（第6号）についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 永平寺町の地下、半地下といいますか、であった火災の修繕のことで、私は450万の補正予算が出てきたのを見て、いや、かなりの対策をするのかなと思ったら、現実的には現況復帰というのか、そのちょっとしたことで終わるのではないかなと思うんですが。

一つ聞きたいのは、火災の原因についてめども立っていないのか。もし原因不明だということ言うのなら、それなりの対策が必要なんではないかというふうに思うんですね。その対策に見合うものなのかというのを聞きたいです。

○議長（川崎直文君） 永平寺支所長。

○永平寺町支所長（山田幸稔君） 火災の原因を追及して、それに対応するような予算というふうな質問かなと聞いたわけでございますけれども、今復旧するのが電源とかそういうものを先に住民の方の利便性をもとに戻すというんですか、そういうことを先にさせていただいて、この前お話しさせていただきました不特定の方が入れないような施設とか、抑止力のためのカメラとか、そういうふうなものの予算というのは今度どういうふうにしたらいいかということも皆さんと協議させていただきながら、今度の新年度予算に入れさせてもらいたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） これもある意味緊急で、12月の議会に追加議案として出されたということは緊急性を持ったものだと思うんですね。ただ、それをそれなりの対策を、根本的対策かどうか知らない。それなりの対策を当初というのは僕は

やっぱりいかがかと思えます。率直にね。

私は、やっぱりシャッター等で少なくとも通路等の区別をするのかなど。最低ですよ。それくらいはするのかなと思っていたんですね。根本的とはいかないまでも、それなりの対策にもなっていないことを今示していてもまずいんじゃないかと。緊急復旧するだけのことはするにしても、少なくともそれをするならこういうことがあったんですから、あつてはならない不祥事があったわけですね。それも原因がわからないということなら、少なくとも対策とめどをやっぱり議会に示していかないと、議会のチェック機能も働かないということになるんじゃないかと私思うんですが。

○議長（川崎直文君） 副町長。

○副町長（平野信二君） 今回の補正予算につきましては、とりあえず、今、現状復旧するというで利用者の利便を図るということで提出をさせていただきました。

その中で、今議員おっしゃられるように、シャッターとか監視カメラとか、いろんな、こちらとしてはどういうのが一番ベターなのかということで対策載っております。また、その案が出てきましたら、議会ともご相談をしながら、今のところは当初予算ということで考えております。ご理解を願いたいと思います。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） とにかく僕は、当初では遅いと。率直に。やっぱりもし不審火だとしたら、それは非常に事態は急を要するんだと私は思うんですね。その認識がある意味起こってしまったわけですから、足らんのではないかと。やっぱり町内どこへ行っても、そのときには「おまえ、役場火事出したんやってか」という話をされるわけですね、町民から。それが原因不明ということになれば、これ非常に。なら、それはそれで非常に僕は問題だと思うんです。そこら、町長はどう思っているのか、また私が言ってるのは、いやそれでは対応できんのやという話なら、それなりの理由をやっぱり示してほしいと思うんですが。

○議長（川崎直文君） ただいまの9番、金元君の質疑に対して答弁ありますか。

河合町長。

○町長（河合永充君） 今、金元議員のご質問に対しまして、原因が特定できないということで、そういった中で、今、永平寺支所だけではなく、本町、また支所、そしてそういった人が出入りする公共施設について、カメラとか、今後、防犯とか、そういったのをどうするかというのを今トータルで考えて話をしているとこ

ろであります。

そしてもう一つ、火災のときに、やはり今支所と消防庁舎を建てている中で、不要物を下で仕分けしていた。そこから出火したということもございましたので、火災が起きた次の日には、各公共施設、そういった燃えやすいものがないかとか、そういった対応はすぐとらせていただきましたが、今トータルでどういうふうに行っていくのかというのは考えていますし、永平寺支所の下は今、とりあえず通行どめにさせていただきまして、人が通れないようにしてありますし、燃えやすいものとか、そういったものは一切置いてないような環境をつくっていますので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今回、こういった火災が起きたということで、やはり今町長おっしゃったとおり、公共施設のセキュリティ対策というのはやっぱり抜本的に考えていかなければならないんじゃないかなとは思っております。

ただ、現場検証等一段落したということであれば早く町民の利便性を損なわないような形の中で修繕をしていかなければいけないとは思っております。

いろいろ事が事だけに議員の皆さんもいろいろ聞きたいこともあると思いますので、ぜひこの案件につきましては予算決算常任委員会に付託をお願いをしたいなと思います。

○議長（川崎直文君） この案件につきましては、この後、予算決算常任委員会へ付託するという手続をとります。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第66号を、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第1 一般質問～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第2、一般質問を行います。

会議規則第61条による通告を受けております。

初めに、15番、川治君の質問を許します。

15番、川治君。

○15番（川治孝行君） おはようございます。15番、川治です。

師走を迎え、大変寒い日が続いておりますが、2期目6年目の今回、初めて一般質問のトップバッターを務めさせていただくことになりましたが、6年前、初めてこの場に立ったときのように大変緊張をしております。通告に従いまして、1問目に公共施設の整備と見直しについて、2問目に河川防災対策についての2問を質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、公共施設の整備と見直しについてであります。3町村合併から継承した公共施設には、経年劣化による老朽化や安全性と機能性の低下、また住民ニーズの変化による設置の希薄化や利用状況の低迷と類似施設の重複などの課題が見受けられますが、こうした状況を踏まえ、永平寺町は施設の設置目的と利用状況及び老朽化の検証を行い、小中学校、幼稚園、消防団車庫、下水道施設を除いた車庫4施設中の57施設の再編計画を立てておりますが、公共施設の整備と再編計画についてお伺いをいたします。

初めに、公共施設は行政サービスを提供する手段の一つであることが基本であることを踏まえ、効果的、効率的に公共施設の活用が図られるという基本的な考え方を町民に示し、見直しを進めることが大事であると思っておりますが、見直しの対象施設の基本方針は関係機関との調整により策定したとしておりますが、この考え方についてお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） お答えをさせていただきます。

公共施設は住民への行政サービスを提供する場であり、再編に当たりましては、主に施設を利用しております団体あるいは住民の皆さんのご意見をお聞きする必要がございます。中間報告でお示しさせていただきました方向性のもとに、関係者と協議をし、今回の最終報告とさせていただきました。

今後とも編成のスケジュールの進捗に当たりまして、関係者に十分説明をし、理解を求めていかなければならないというふうに考えております。

以上です。



○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 次に、防災対策の強化充実の是非と質の高いサービスの効率的な提供ができるか。また、行政コストの削減や既設施設の有効活用ができるか。そして、人口、財政規模等に応じた適正な配置ができるかなどについて、これらを目指して見直しを進める必要があると思いますが、これに対してはいかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 今回の公共施設再編につきましては、既存の施設の有効活用、サービスの効率的な提供、施設に係る維持経費の削減等を考慮して策定をさせていただきました。

再編の実施につきましては、今年度から取り組めるものは今年度から、来年度以降のものは計画のスケジュール案のとおり進め立ていきたいと考えております。

しかし、地域事情や財政状況を考慮し、公共施設が効率的に活用できるよう対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 3番目に、公共施設の見直しは利用状況の変化や管理運営の状況を踏まえた中で老朽化の現状と施設の整備計画などを検討する中で、少子・高齢化による社会状況の変化への対応や地域の特性を考慮することが必要であります。また、環境への配慮や財政負担の軽減を考えた公共施設のあり方、いわゆる方針を定めるために必要な項目の内容について伺います。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 今回の公共施設再編は将来を見据えた財政見通し、行政サービスの高度化等に対応するために、町が保有する公共施設を最適な状態で維持管理することや、今後の施設更新や管理形態の検討、統廃合や機能見直し等の検討を目的としております。

今回の計画では、施設の経過年数や施設設備の老朽化の度合い、利用率維持管理経費等も考慮しながら策定業務を進めてまいりました。今回、最終報告とさせていただきますが、今後とも永平寺町の将来を見据えた公共施設のあり方の検討は継続して取り組んでいく必要があると考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 4番目に、公共施設の見直しの方向性と効果についてお伺いいたしたいと思いますが、公共施設の見直しにおいて重要な点は、利用者のニーズを的確に把握することであり、それに即した施設の整備を行っていくことかと思えます。また、見直しによる公共施設の再編は財政負担の軽減につながりますが、再編を具体的に進めるには利用者の意見を十分に検討し、理解を得ることが必要であります。永平寺町では機能移転と用途移転として18施設、譲渡または売却で2施設、現状維持の施設が37施設としておりますが、おのこの施設の方向性と理由及び効果について伺います。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 公共施設の再編を検討するに当たりまして、施設の設置目的や利用状況、住民の利便性を踏まえつつ、施設の廃止あるいは機能の集約等ができないか検討した結果、それぞれの施設の方向性を示しております。

効果といたしましては、施設の効率的な活用を図るとともに、取り壊しにより7施設が減ることとなります。また、機能を集約したことにより、あいた2施設につきましては将来必要となる機能に活用することで将来の施設の新設なども抑えることができると考えております。

今、おのこの施設のそれぞれの効果ということでございますが、かいつまんで申し上げますと、取り壊しの7施設、例えば石舟倉庫でありますとか、旧上志比小学校の校舎、そういったものにつきましては大変老朽化が進んでおりますということ、そしてこれまでも放置されるに近い状態にあったもの、そういったものは取り壊しなどして安全な状態にしていきたいというふうなことを考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは、5番目に、取り壊し、新築施設として上志比支所、消防上志比分署がありますが、地区住民の意見を聞いているのか、また検討した結果を住民に示して理解が得られることが必要かと思えますが、この2件についてお伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 上志比支所の方向性につきましては、これまでに上志比地区区長会や上志比地区振興会、上志比地区壮年集団連絡協議会等との懇談会等

で支所業務の継続と公民館機能の活性化を目指した3つの案を提示し、説明をしてまいりました。

結果的には、支所機能は取り壊し後、新築し、公民館機能は別施設に移転することとしたところでございます。

今後は、この方向性を地区住民にご説明し、ご理解を求めたいと考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 次に、6番目に、永平寺町におきましては学校施設の長期保全と再生計画について計画の目的や基本方針が維持保全計画と予防保全について耐用年数を基本にして計画をされておりますが、この計画書には外壁の塗装及び教室の床などの改修、その他トイレ改修や証明機器の更新などが計上されておりますが、会計検査院の指摘として、福井県内の全ての公立小中学校で消防設備の劣化や自動火災報知機が動かないなどの問題が見つかり、指摘を受けました。

また、校舎の設備の点検後、3年以上も放置していたと報道されておりますが、次の点について伺います。

1つ目に、小中学校の消防点検で火災報知機及び煙感知器の不作動の学校があったのか否か。また、その学校についてお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顯浩君） それでは、お答えさせていただきます。

小中学校は毎年2回消防設備の点検が義務づけられております。その結果、不適と判断されたものについては、その都度、既に決まっている予算、既決予算の中で修繕できるものがあれば修繕をしております。また、多額の経費がかかるものについては、財政当局と協議して直しております。

不備が今回指摘されましたのは、火災報知機では4校、煙感知器では4校が不良と指摘されましたので、直ちに修理しております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは、2番目に、小中学校で避難ばしごのさびつきや屋内消防設備の劣化の検証結果等、学校についてお伺いをしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顯浩君） それでは、避難ばしごについて説明させていただきます

ます。

避難ばしごについては、1個設置されております。その点検の結果は問題はありませんでした。

その他、救助袋の老朽化が指摘された学校が2校あります。それらについては、来年度の予算で直ちに予算要求を考えております。

また、屋内消火設備については、消火栓ホースの劣化が昨年度指摘されたため、本年度の予算において新しいものと交換をしております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 建築基準法によりますと、3年に一度は校舎の外壁や教室の天井の劣化などの施設の点検が義務づけられていると聞きますが、適切な点検がなされていたのか否かについてお伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顯浩君） お答えいたします。

学校の建物については、建築基準法第12条に基づき2年に一度、特殊建築定期検査を行い、その結果を県に報告する義務がございます。この特殊建物定期検査は、建物の外壁、屋上、建物内部等——建物の中身です、内部ですが、建築士等の資格を持った者に検査を依頼し、その結果を県に報告するものでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは、点検の結果、各学校の校舎の外壁、教室の天井の劣化等の有無について、件数と学校についてお伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顯浩君） この点検については、一番新しいもので平成26年度に全ての学校で検査をしております。その結果、建物外壁につきましては、やはり全ての学校において要是正というような結果が出ておりますし、また天井についても5校において是正が必要というような結果が出ておりますので、この結果を11月の全協で示しました中長期保存計画に反映させて、計画的に修理していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 公共施設再編に伴う各施設の消防設備の劣化や火災報知機

及び煙感知器の不作動の点検結果とその後の対応についてお伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） 公共施設につきましては、消防のほうでは立入検査、いわゆる防火査察でございますけれども、これを消防訓練時や避難訓練時に毎回実施しております。その際、不備箇所が認められた場合には、査察結果通告書において通告をし、速やかに改修を求めています。また、公共施設の消防用設備の点検につきましても年2遍実施されておまして、全て消防のほうにも書面で報告をされております。

この際の不備箇所につきましては、改修計画書を提出していただき、当初または来年度の予算計上において改修をしていただいております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは、公共施設再編に伴う各施設の外壁、また室内の天井の劣化等の優遇についてはいかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 今回の対象となりました施設の中で、特殊建築物定期調査報告書等において指摘を受けている施設といたしますと、永平寺支所、開発センターに指摘を受けておりましたけれども、そのほかの施設については特に指摘は受けておりません。

ただ、今回の計画で大規模な修繕あるいは改修等を予定している施設は7施設ございまして、これらの施設については外壁、防水等を含め改修を予定しております。

例で申し上げますと、例えば松岡公民館でございますと、これは耐震化もあわせてやる予定でございますし、それから永平寺町ふれあいセンターにつきましては雨漏りがありますので、これも国体までには直していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは、2問目の永平寺町内の河川防災対策について伺います。

本年度4月に続きまして、10月の28から30日の3日間、町内9カ所で開催されました議会と語ろう会での議題の「地域防災力の向上」の中で、九頭竜川

を含めた町内河川の現状と想定外の災害に備えた施策についての質問がありましたので、お伺いをいたします。

なお、河川防災に関しましては、国及び県との連絡協議会の中で検討され、計画されていると思いますので、次の点についてお伺いいたします。

1問目に、九頭竜水系は源を油坂峠に発して、三国港の日本海に注ぐ幹川流路延長116キロ、そして流域面積2,930平方キロ平方の一級水系で、149の法河川から成り立っておりますが、九頭竜ダムが建設されるまで堤防の決壊による未曾有の災害を受けてきた河川でもあります。

近年の異常気象によりまして、想定外の集中豪雨によって全国各地で甚大な被害をこうむっておりますが、永平寺町及び県においても近年の異常気象に備えた町内の河川防災に対する施策があるのか否かについてお伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 国及び県では九頭竜川水系全体を地勢的なまとまりによりまして5つのブロックに分割しております。安全で安心して暮らせる川づくりを基本に、計画策定後、おおむね20年から30年間の河川工事や河川の維持について定めました河川整備計画を平成19年2月に作成をしております。

この計画では、永平寺町を下流部と中流部の2つのブロックに分割しておりまして、河床の掘削あるいは河道整備、護岸工、その他樹木伐採等により、洪水による災害発生の防止あるいは災害の軽減といったことで治水安全度の向上を図るという計画を立てております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 台風18号の影響による豪雨で、茨城県の鬼怒川及び宮城県の大井川の堤防が決壊し、多くの行方不明者や死者、負傷者を初め、住宅街の浸水など甚大な被害をもたらしましたが、河川の堤防は住民の生命と財産を洪水から守る極めて重要な構造物であり、日ごろの安全点検が必須となりますが、永平寺町内の堤防の安全点検についてお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 河川によっては流域面積ですとか、災害時の被害の度合い等で河川パトロールの頻度というのは異なっておりますが、国では1週間に2回、県や町では月に1回のパトロールを行っており、安全点検に努めているところでございます。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは、3番目に、永平寺町内の堤防の点検は管理延長も長く、河川の状況もさまざまであることから、点検は重点箇所を設定して実施することが望ましいと思いますが、永平寺町の河川別の重点箇所と、そして選定方法についてお伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 国と県におきましては、河川の流下能力不足や堤防の断面不足、漏水の履歴など、洪水等に際しまして水防上特に注意を要する箇所を重要水防箇所として、町内では九頭竜川の左岸の河口から27.4キロメートル付近——志比塚から薬師1丁目付近になりますけれども——が洗掘を生じやすいところとして設定をしております。

この箇所につきましては、現在、現地のほうに消波ブロックが設置されておまして、先月の27日に国土交通省、水防団、町の総務課の生活安全室、建設課、それと消防本部により現地点検を行っております、安全を確認しております。

その他の河川につきましては、河川の湾局部の大きい箇所や過去の越水被害の履歴、堤防の高さの低いところ等を重点に点検を行っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 想定外の集中豪雨を念頭に、九頭竜川の河川工事として飯島地先での河道拡幅や河床掘削と護岸工事が約800メートル、藤巻地先で2,000メートルが計画されておりますが、これが何年度までに実施されるのか、伺います。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 今議員仰せのとおり、おおむね50年に1回程度の確率で発生する降雨による洪水を安全に流下させるということで、家屋への浸水を防止するために、今ほどの付加において河川工事を計画しておりますけれども、現在、下流部の福井市区域のほうで河道掘削ですとか、低水護岸の整備を今集中的に行っているということから、中流部、永平寺町内の先ほどの区間については現在、雑木の伐採とかということで流下能力の向上に努めているというような状況でございます。

今後は下流部の河道掘削や低水護岸整備が完了した後、中流部の整備に取りかかる予定をしておりますけれども、現時点で実施年度については大変申しわけご

ございませんがお示しできませんので、その点ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは、5番に、南河内側は九頭竜川合流点から約1.1キロ付近では堤防のない自然護岸であります。また、合流点から約2キロ付近では天井川で、河床が田畑よりも高く、堤防が決壊した場合は甚大な被害をこうむることとなりますが、こうした事情によりましておおむね30年確率で集中豪雨による洪水から栗住波、大月、山王地区の家屋や公共施設、鉄道などを浸水被害から防護する目的で、山王地先の改良済み区間の上流から栗住波地先の上流端までの約850メートルの区間において河道拡幅や河床掘削、護床工を施工し、付近の小中学校の子どもたちが河川環境について学習できる浸水性を考慮した工事計画があると聞きますが、実施計画と実施年度についてお伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 南河内川につきましては、現在の進捗状況としましては上志比中学校までの用地取得を終えております。現在、大月橋の仮設の橋をかけまして、今かけかえ工事を行っているというこのような状況でございます。

河川工事につきましては、出水期に工事が施工できないと工事期間の制限がされておりますので、今後、河道の拡幅工事、中学校前の橋梁のかけかえ工事を予定しておりますけれども、計画的に進めていくというようなことでございますが、何年度までという計画の中でのちょっと今現在でのお示しはできないのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 最後になりますが、河内川に栗住波川が合流する合流点より約280メートル区間におきましても川幅が狭く、雑草のアシが生い茂っております。こうしたことから、洪水時には上志比地区の中心部である山王地区での家屋や公共施設に甚大な被害をもたらすことが想定されます。これらを解消するにはやはり河道拡幅と河床掘削や護岸工事が急務であります。これも実施計画と実施年度についてお伺いをしたいと思ひます。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 河内川につきましては、今ほどの区間につきまして以前から河積が狭小であるということで、下流域の山王地区に浸水被害があったということで、河道の拡幅、河床掘削を行いまして、平成24年の3月に栗住波川の合流地点までの事業は完了し、浸水被害の防止に努めているところでございます。



以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） ありがとうございます。

近年の異常気象によりまして想定外の集中豪雨を想定しながら被害防止に努めていただきますようよろしくお願いいたしますして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（川崎直文君） 次に、16番、長岡君の質問を許します。

16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 16番、長岡千恵子です。

つい先日まではとても暖かい日が続いておりましたけれども、やはり12月となりますと冬の到来を感じております。ことしはノロウイルスが大流行するということが懸念されております。理事者の皆様方も、私たちも含めまして、手洗いを十分に行い、感染しないように注意していきたいというふうに思っております。

さて、この12月定例議会に私は2つの質問を通告しております。通告に従いまして質問させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず1つ目の質問でございます。まち・ひと・しごと創生総合戦略で人口を維持するにはですが、私もまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定委員をいたしましたので、今ごろになって何を言っているのかとお叱りを受けるかもしれませんが、あえてお伺いしたいと思います。

永平寺町の人口を保持していくには基本目標1「永平寺町の地域特性を活かした、結婚・出産・子育ての希望をかなえる」は、とても重要なことであり、不可欠であると考えております。そのもとになる基本施策に保育サービスの強化、放課後健全育成事業の充実があります。保育サービスの強化の内容は、延長保育、夜間保育、休日保育を充実して、仕事と子育てが両立できるようなサービスとし、放課後健全育成事業では放課後児童クラブの受け入れ人数を拡大するものでございました。延長保育、夜間保育、それから休日保育、放課後児童クラブのいずれもが大人が留守の家庭には必要な事業であるとは思っております。しかし、その目標値が利用者数であらわれていることに子どもたちの意見が無視されているように感じました。確かに生まれて間もない赤ちゃんをごみ箱に入れ、両親はゲームに熱中しているというのもテレビ等で報道されております。現実には起こっております。子どもたちにとって家族と過ごすことの大切さも考慮していただきたい

と思っているのは、私だけでしょうか。

そこで、これらのサービスを受ける条件についてお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（川崎直文君） 副町長。

○副町長（平野信二君） ご質問のございました延長保育につきましては、保護者の方が就労により午後6時まで迎えることができない家庭の場合でございます。また、土曜保育につきましては、保護者の方が同じく就労等により家庭で保育ができない家庭の場合。それから、夜間・休日養護につきましては、福井市のふれあい園、済生会乳児院等で委託をしておりますが、保護者が仕事等の理由で平日の夜間、また休日に不在となる家庭の場合ということで取り扱っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 今お答えいただきましたのは、そのサービスの内容についてお話しいただいたように思っております。ですけれども、その内容から察しますところ、保護者が子どもたちと一緒に過ごすことのできない時間帯、仕事の都合で、あるいは家事の都合で、いろいろな事情があると思いますので、そういったものを何とかして子どもたちが安全に過ごすことができるようにというご配慮のもと、そういったことを預かる基準になさっているのかとは思いますが、それで間違いないでしょうか。

○議長（川崎直文君） 副町長。

○副町長（平野信二君） 現在のところ、そういう広報等でお知らせをしているところでございます。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。確かに子どもたちにとって誰もいない家に子どもたちだけにいるというのは不安なことですし、大変なことだと思います。保育園なり、幼稚園なり、あるいはそういった特別の施設で預かってもらう、これは子どもたちにとってそれが最善の方法かどうかはわかりませんが、誰もいないところにいるよりは確実に安全に過ごすことのできるものだというふうに私は思っております。

ですけれども、子育て支援というのは保護者に対して保護者を対象にしたものも確かに必要ですけれども、子どもたちを取り巻く環境というのが非常に複雑になっております。子どもに視点を置いたものであってほしいと思うのは、やはり

子どもたちがどのようにして過ごすことが一番子どもたちにとって幸せを感じる、実感できるのかなというふうに考えますと、その子どもたちを中心にした支援策の検討がお願いできないかなというふうに思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 副町長。

○副町長（平野信二君） 議員さんご指摘のとおり、親御さんはもちろんのこと、子どもたちにとっても楽しく喜んでもらえることが大変必要だと思っております。町といたしましても、平成27年3月に制定いたしました永平寺町子ども・子育て支援事業計画では「すくすくのびのび子どもが輝くまち えいへいじ」を基本理念のもと、3つの目標を掲げ、それぞれに施策の方向を示しております。子どもたちが本当に伸び伸びと成長できる環境、また保護者が本当に安心をしながら預けることができる環境をつくっていかねばならないと思っております。

今後につきましても、積極的に取り組んでいきたいと思っております。子どもたちが本当に笑顔いっぱいの子育て支援ということも来年度の支援のテーマとして考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。やはり保護者の方の利便性というのを考えるのも、もちろん働かなくちゃいけないということが前提にありますので、とても大切なことだと思います。ですけれども、やはりその保護者の影に必ず子どもたちがいるわけですから、子どもたちはなかなか自分の意見、もちろんそんなゼロ歳、1歳、2歳、3歳のそんな子どもに意見を言えと言うほうが無理な話ですけれども、子どもたちのことをまず一番に、子どもたちがどうしてほしいかということが一番に考えていただいて、子どもたちの幸せ、これがやっぱりこの永平寺町が子育て支援で頑張っていく中では一番最重要時点だというふうに私は考えておりますので、やはりほかの市町に堂々と胸を張って、永平寺町はこんなことをしてるんだよ、こんなんだよ。子どもたちがこんなに元気で頑張ってるんだよということが前向きに言えるまちづくり、そういったことを中心に考えていただきたいと思っております。

そしてまた若者、この創生総合戦略の中では若者の出会いの機会創出支援制度というのを設置するというふうに聞いております。これまでも出会いの創出、イベントが実施されてきたように思いますが、この実績についてお伺いしたいと

思います。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） これまでの若者の出会い事業ですけれども、平成17年から実はやってございます。イベントにおいてカップル成立はこれまでも何組もございました。ただ、昨年も8月なんですけれども、イベント実施しまして、6組のカップルは成立をしました。ただ、プライベートの部分もございまして、追跡調査もしにくいんですが、やはり町内の男性の方にどうですかと聞いたところ、結局やっぱり別れたわというご意見なんかもあったのは事実でございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 平成17年からいうともう10年経過しているわけです。そういったものを機会にご縁があつて結婚される人が出てくることを心より望んでいるのは多分私だけでなく、ここに座っている議員全員がそういう思いを持っているのではないかというふうに思っております。

ただ、町の人口を維持していくにはというふうに考えますと、やはり結婚して、子どもを産み育ててもらうことが大切であるというふうに考えるのは、もうここに座っていらっしゃる皆さん全員がそう思っていることであろうと思います。

人口が減少していく危機感を全ての町民が持つことが重要ではないかと思うのは、これは私だけではないと思いますし、皆さんもそう思っていると思います。町民全体へ、この危機感に対する施策というのは何かお考えになっていらっしゃることはございますでしょうか。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） 総合戦略策定委員会での議論においても結婚、出産、子育ての希望をかなえていくことが人口維持に不可欠であるという認識で一致しており、総合戦略の基本目標の1に上げさせていただきました永平寺町の合計特殊出生率は1.4と県内でも低い数字となっております。さらに、人口総数でも国勢調査をもとにした人口は、平成13年の2万1,218人をピークに、平成26年には2万80人まで減少しています。さらに、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成52年に1万7,300人程度になると推計しております。

これらのことにつきまして、ご存じのとおり、10月末に作成させていただきました永平寺町人口ビジョンでも明記をさせていただいております。総合戦略策

定委員会、総合戦略地区別懇談会でも説明させていただいているところでございます。

また、人口ビジョン、永平寺町総合戦略の概要につきましては、今月、最近でございしますが、広報紙永平寺12月号に掲載させていただきました。また、各戸配布としまして概要版を今現在つくっております。わかりやすく、お子様でもわかるような概要版を今作成中でございます。これを各戸配布させていただき、人口減少や少子・高齢化といった問題を町民の皆様とわかりやすくこれから広報させていただきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。人口ビジョンにつきましてはいろいろな広報の方法をとっていただきまして、町民に危機感を持ってもらえるように周知徹底されていることと思っておりますけれども、今現在は昔と比べまして、昔は仲人さんといってなかなかお世話好きの人がたくさんおられました。今はそういう方がほとんどいらないように聞いておりますし、例えば結婚式に行きましても仲人さんがいらないような結婚式というのがもうほとんど皆無に近いような状況になっているのかなというふうに思っております。

その仲人さんがいなくなった原因というのをちょっと私も考えてみました。そんな中には、やはり個人情報の保護、だから人のことをむやみやたらにすることもできないし、言うこともできないといったこと。それから、個人の意思の尊重。要するに、適齢期になった子どもたちの意思を尊重する親御さんがふえていらないからではないかなというふうに思います。それが全てとは言い切れないと思っておりますけれども、出会いのチャンスに恵まれないことや、異性と上手にかかわれないなど、やはりお世話する必要がある場合もあるのではないかなというふうに思います。

町が実施している出会い創出イベントも必要な事業だというふうに思っております。その事業だけではなく、いろいろなところで出会いが創出できる仕組みが必要ではないかなというふうに思っております。そういう施策を検討してはいかがでしょうかというふうに思っております。これは提案みたいなものなんですけど、もしご所見ありましたらお願いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この出会いについて、昨年はこの出会い事業、町のいろいろな各団体の若い人たちで実行委員会をつくっていただいて企画していただいて6

組生まれました。この6組生まれたのと、もう一つ同時によかったなと思ったのが、その実行委員会の皆さんが非常に仲よくなって、新しいつながりが永平寺町内の若い人たちのつながりができたのかなというのがありまして、また今年度も期待しているところであります。

さらに、その若者出会い事業じゃなくて、若者たちがこういったことをやりたいとか、こういったイベントをやりたいというふうに発展していくことを今期待しているところでもあります。

もう一つは、この出会いの場、こうやっているいろいろ県もやっていますし、町もやっています。やはり長岡議員も私も含めていろいろレーダーを張っておいて、こことここでちょっといい子がいるよとか、そういったのをしていくことも大事かな。一人一人がやはりレーダーを張りながら、「あそこの役場の今職員さんどうやろう、一回会ってみるか」とか、そういったことも大事かなって今思っています、ぜひ長岡議員初め、私も一緒にそういったレーダーを張りながらやっていきたい。

個人情報とか今いろいろありますけど、そういったのは別に、人間関係の中でつながりをつなげていければいいなというのも思っていますので、またこれからもよろしくをお願いします。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。町長が率先して、今、仲人さんにはならないかもわからないけれども、情報を提供するかけ橋みたいなものになっていけば。

ここにいらっしゃる皆さんは、恐らくは自分の息子さんとか娘さんがそうい適齢期になっていらっしゃる方ばかりです。町長は別ですけれども、町長は自分が奥さんいらっしゃいますからいいんですけれども、お友達の中にはまだ独身の方もいらっしゃると思いますので、お友達同士の、極端に言えば町長のお友達の紹介というのであれば、またいろんな拡大できるかと思えますし、おかげさまで私のところ、私の家は娘2人とも結婚していますから、余力と言えば私なんか特に余力になるのかなというふうには思いますけれど、なかなか難しいかなとは思いますが、町も挙げてそういったことに取り組んで。個人個人でも取り組んでいただければ、少しでも1組でも2組でもそういったことで結婚して子どもが生まれてくると本当に喜ばしいなというふうに思っております。

そうしないと、先般、中国では一人っ子政策が撤廃されまして、これは皆さん

報道関係でご承知になっていらっしゃると思います。このままにしておきますと、日本はそのうちに3人子政策というのを実施しないと子どもが生まれてこない。今でも3人子対策みたいな感じで、例えば3人目からの保育料は無料ですよとか、いろんな施策を講じていらっしゃるので、だんだんもうそれに近くなっているのではないか。そこまで人口減少に対して危機感を持たないといけないのかなというふうに思っているのは永平寺町だけでなく、国を挙げての人口減少というのが大問題になっているからだというふうに思っております。

もちろん、その人口問題というのはそんなに簡単に解決するものではないと思いますし、行政と私たち、今町長がおっしゃったように、私たち一人一人が町の人口を維持する、その維持するためのどうしたらいいかというのをそれぞれの立場で真剣に取り組んでいかなければいけないというふうに思っておりますし、それが重要なことだというふうに思っております。一生懸命行政も、それから議会も、町民も挙げて、何とかこの永平寺町に結婚ブーム、出産ブームがやってくればいいな。そしたら、まち・ひと・しごと総合計画も本当にいいものになっているのではないかとこのように考えております。

これで1問目の質問を終わらせていただきたいと思います。

引き続きまして、2つ目の質問であります。

保育士の正規職員の拡大に移らせていただきたいと思います。

まず最初に、現時点での正規の保育士さんの人数と、それから嘱託、パートタイマーっていうのが何のことかちょっと私もわからないんですけども、嘱託さんの中に時間割をしていらっしゃる方がいるのかもしれませんが、保育士さんの人数を教えてくださいたいと思います。

○議長（川崎直文君） 副町長。

○副町長（平野信二君） 12月1日時点での数を申し上げますと、正職の保育士さんの数は53名でございます。それから、嘱託保育士さんの数ですが、8時間勤務の方が27名でございます。また、7時間以下、いろんなパターンがございますので、7時間とか4時間とか2時間、合わせますと23名ということになっております。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 今、正職の保育士さんは53名とお伺いいたしましたけれども、この53名の中に産休や育休などほかの病気もあるかもしれませんが、長期休暇を取得していらっしゃる方は何人ほどいらっしゃいますでしょうか。

か。

○議長（川崎直文君） 副町長。

○副町長（平野信二君） 産休並びに育休でございますが、正規の正職の保育士は8名ということでございます。そのほかに病気休暇ということで2名現在おります。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 正職53名のうち10名が長期の休暇をとっていらっしゃるということで、実働していらっしゃるのは43名ということですよ。

今年度末には2人の保育士さんが、園長先生だと思えるんですけども、定年退職をお迎えになると聞いております。しかし、本年度の保育士の正規職員としての採用はなかったように思います。来年度は実質2人の正規職員の保育士さんが減少します。

産休、育休等で休んでおられます8名の方のうち何名かは、全員ではないと思いますけれども、何名かは復帰されますので、差し引きどうなるのかなというふうには思っておりますけれども、それでもせめて退職者がある場合は退職者の分だけでも採用していただきたいなというふうに考えております。

今回、私はこの平成28年度幼児園・幼稚園の入園説明会資料を見させていただきました。松岡幼児園と吉野幼稚園は3歳児、4歳児、5歳児の3学年で、2園で6クラスです。それから、松岡東幼児園、志比南幼児園、志比北幼児園は1歳から5歳までの5学年で3園で15クラス。松岡西園、それから御陵幼児園、志比幼児園、上志比幼児園はゼロ歳から5歳までの6学年で24クラス。なかよし幼児園はよしの園とまつおか園の分園を含めると6学年で10クラス。幼児園と幼稚園の総クラス数は55クラスでございます。決して囑託の保育士さんが正規の保育士さんに仕事の面あるいは能力の面で劣っているとは私は思っておりません。すばらしい方たくさんいらっしゃいます。囑託の保育士さんも優秀であることは認めております。ところが、やはり担任となるとその責任の所在が問われてくるのは、これは現実問題としてあると思います。そうすれば、やはり担任の保育士さんが囑託の先生ということになると問題が拡大することも考えられます。担任の保育士が55人、園長が10人必要ということになりますと、本町では幼児園、幼稚園を維持していくということであれば正規の保育士さんの数は65名が必要というふうになってまいります。

そのほかにゼロ歳児から。ゼロ歳児の場合は3人に1人の保育士、1歳児、2歳児は園児6人に1人の保育士さんが必要になります。このゼロ歳児、1歳児、



2歳児の未満児のクラスにつきましては、2人目からの保育士さんや、それと産休、育休で代理を務められる保育士さんにつきましては、嘱託の保育士さんが対応するのは、これはやむを得ないというふうに思っていますけれども、それに限るようなことはできないのでしょうか。

○議長（川崎直文君） 副町長。

○副町長（平野信二君） 幼稚園、幼稚園のクラスにつきましては、現在、10園ございます。今、55クラスというご指摘ですが、1、2歳児の複式がございますので、現在、50クラスとなっております。

また、担任については全てのクラスを正職員にすることが数上できません。嘱託職員の方が担任をしてもらっているクラスもございます。50クラスのうち、正職員で33人、嘱託職員17人にクラス担任をお願いしているわけですが、議員もおっしゃったように、非常に経験豊富で優秀な方もおられます。

それから、担任をお願いしている方については、やはり責任も重いということで、担任手当ということもさせていただいていますし、その中である程度の責任ということもお願いをしております。

それから、非常に保育士さんが少ないということで、今後におきましても待遇の改善等も考えているところでございます。

それから、今ほど質問されました正職員の採用でございますが、やはり今後少子化ということも考えられますので、将来的な展望に立ってある程度数を読めることとなりますので、その辺も見きわめて慎重に対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。済みません。複式があることはちょっと私計算に入れてなかったものですから。多分、そういったこともあるかもしれませんが、別に複式が悪いと言うわけではありませんし、小さいお子さんですので、より目が届くような形というのが一番いいんだろうなというふうに思います。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の子育てサービスの強化という中で、町内全ての幼稚園、幼稚園の担任の保育士さんが正職であるということは、私が考えますには、さっきも申し上げましたように、大きなサービスの強化になるというふうに思っております。

嘱託職員という言葉が多分解釈上の問題ですけれども、どうしても正規職員の補助職員というふうに考えますと、やはりぜひとも担任の先生になる保育士さんにつきましては正規職員の対応を検討していただきたいと思います。もちろん、今副町長がおっしゃられましたように、先行きのこともございますけれども、できればそういったことも含めて考えていただきたいなというふうに思います。

本町の嘱託の保育士の待遇もよくしているということですが、それでも他の市町と比較して、決していいと言い切れるものではありません。むしろよくないというふうに聞いております。嘱託の保育士の待遇改善や正規職員への登用も検討する時期に来ているのではないかと思います。恒常的に子育て支援課は保育士の確保に大変苦労されているという話も聞き及んでおります。能力のある嘱託の保育士が簡単に他に、ほかの施設にかわっていかないような条件も必要ではないかというふうに思っております。正規職員の登用もあれば、嘱託の保育士さんにとっても励みになるのではないかというふうに思います。

そして、先ほど副町長おっしゃられました少子化によってクラスが少なくなるのではないかという。それによって正規職員の登用を考えないといけないというふうなことをおっしゃいましたけれども、保育士さんというのは幼稚園や保育園だけでなく、町内子育て支援課にも必要な存在です。というのは、子育て支援課に来られる町民の方というのは、少なからず子育てに何らかの形でかかわりを持っていらっしゃる方だと思うんです。それがお母さんであったり、それがおばあちゃんであったりする場合はあるかもしれませんが、やはりそのいずれもが子どものことを一番に考えて、どうしたらいいかということを考えているわけですから、子育て支援課に保育士さんがいないこと自体が私はおかしいというふうに思っておりますので、何としてもその点も含めて、余ってくることは絶対ないというふうに思いますので、お考えいただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 長岡議員御指摘のとおりだと思います。

今、町としましても、今副町長申し上げましたとおり、将来を考えながらの採用という方向はしていきたいと思っております。

もう一つは、非常勤職員さんの待遇について永平寺町は近隣の町から見ると下のほうだとはおっしゃられましたが、近隣の町から見ると下のほうではないんです。一番上でもないですけど、ちょっと上だということにはなっておりますが、実は福井市とか、近隣の市立の幼稚園さんから見ますと待遇についてはまだちょ

っと劣っているかなというところやもあります。今のそういう保育士さんが物すごく不足しておりまして、やはり長岡議員ご指摘のとおり、永平寺町で働いていただく環境をよくしていきたいと思っております。

非常勤職員さんにつきましては、今8時間来ていただいている方をとか、そういった形にしまして、待遇をよくしていくことを今検討していますのと、あわせて、そういった月給制の方に担任を持っていただく場合はまたさらにそういった責任負っていただくということで、非常勤より上の非常勤と正職さんの間の何かそういったのができないかなというのは今庁内で話ししておりまして、これは本当に早急にしていかなければいけない問題だと思っておりますので、来年の当初には、28年度からは、すぐできるところはすぐ改善していきますし、来年度また5年計画を持ちまして、そういったことに対応していきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。毎年3月ぐらいになりますと、私やめるんですっておっしゃる嘱託の保育士さんが本当に何人か、各園何人かずついらっしゃるように聞きますし、私も言われました。「どうしたの、先生。何で」と言うと、「正職で勤めるところが決まったんです」っておっしゃった方もいらっしゃいますし、理由は言わずに「残念なんですけど」とか、あるいはお嫁に嫁いだところが余りにも遠方なんで通勤するのに1時間以上かかるんです。だからどうしても無理なんです。そういう方はしょうがないというふうに思いますけれども、家庭の事情というふうに解釈しますけれども、寂しいのは本当に「正職の先が決まったので」とかって言ったり、「いい条件のところ」って言われるのが一番つらいです。若い先生なんかには、お友達の中で保育士さんの資格を持っていて勤めたいと思っている方いないのかなって言うと、今おっしゃられたような労働環境があんまりよくないので、はっきり言えばお給料があんまりよくないので勧められないし、「ほかのところがいいって言われちゃったんですよ」って言われると余りにも寂しいなと思います。やっぱり我が町の子どもがかかわることですので、何としても保育士さんには頑張っていたきたいという、私はそういうふうに思っています。その励みになるのが正職への。

これは本人の希望もありますので、全員が望んでいらっしゃるとは思いませんし、それが一番いい方法だと思うんですけど、やはり正職になれるという思いがあると、なれる可能性があるということになると非常に励みになって頑張ろうと

いう意識にもなりますので、毎年登用してくださいとは言いません。多分、園長先生方もいろんな思いを持っていらっしゃると思いますけれども、その道があるということもちょっとその中に示していただければ、よりここにとどまろうという嘱託の職員さんも出てくると思いますので、その点も十分お考えいただきましてご配慮賜りたいというふうに思っております。

この町の幼児教育が本当に充実して素晴らしい幼児教育の町であることがやっぱり子育ての町としてほかの、福井県でだけでなく、ほかの県の議員からいろんな面で私は聞いております。「永平寺町の子育てはいいよね」っ言われるんですけれども、やはり一番の根底は学校へ行っていない、まだ小さい、そしてお母さん方がもう一人頑張って生もうかなっていう、そういう町になっていくようにというふうに思いますので、ぜひともご配慮賜りまして、よろしく願いいたしたいと思います。

これで私の一般質問終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩いたします。11時35分から再開いたします。

（午前11時24分 休憩）

---

（午前11時35分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、5番、酒井君の質問を許します。

5番、酒井君。

○5番（酒井 要君） 私は、まだ法令化されていませんけれども、去年の2月に閣議決定をされまして、来年4月より障害者差別解消法が実施をされますが、大変私自身、心配をしておることがございます。実は、10月23日から26日まで岡山県で行われました障害者スポーツ大会の団長として福井県の選手21名の代表として行ってまいりました。福井県の選手が非常に頑張ってくれて、21名行った中で18個のメダルを取ってきました。大変私自身も感動いたしました。

そのときに入場行進のときに1,300名の選手が入場、盲導犬連れて入場している選手が6名おりました。それ以降、盲導犬に対して大変私も興味を持ちまして、きのう、ハートフル展がピアでありました。8人の目の見えない全盲の方が1人、盲導犬を連れて、盲導犬に引率されて舞台上上がり、20分ぐらい歌を歌ったり、飛んだりねたりはしませんでしたけれども、いろんな話をしている

中で、盲導犬がその指導する女の方の横にじっと30分ぐらい座っているんですね。

なぜこんなことを言うかといいますと、来年の4月から障害者差別解消法ということができます。新聞に出ていたので読まれた方もいるかもしれません。私どもその国体の終わった後3日間、中部ブロックの身体障害者会長会議がありました。その中で3日間、いろんなことを教わりました。

その中で、厚生労働省の技監がこう話しました。大変この法律は幅広く、障がい者、知的精神、それから高齢者。高齢者で手帳を持ってない方も対象にしますよと。その方が一番心配していたことは、各町村の窓口なんだと。

実は先月、町長と語る会が上志比でありました。そのときにある村民が、壮年会の方ですかね。町長もよく聞いたと思います。役場の窓口行って何かイベントをしようと思ったら、4カ所振り回されたと。結果的にそのイベントはできませんでしたと。こんなこと町長、ありましたね。

今度、この障害者差別解消法ができますと、これみんなに浸透していきます。大変役場に相談に来る方がおられます。現実におられます。今、私、1件相談受けている方がおるんですけどね。役場の窓口でどういう対応をするんか、それちょっと教えてもらえませんか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 済みません。お答えさせていただきます。

障害者差別解消法、来年4月からの施行ということで、この法律ですけれども、障がい者を理由に差別的取り扱いや権利侵害をしてはならない。また、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮。差別や権利侵害の防止と普及啓発といったものが定められているという状況でございます。

町といたしましては、こうした法の施行によりまして職員の対応要領というものを一応策定することとしております。あくまで窓口でございますけれども、福祉保健課のほうで窓口をさせていただきたいというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 5番、酒井君。

○5番（酒井 要君） 自分自身のことを言います。私は昭和19年に大けがをしました。終戦前。それが小学校、昭和21年に小学校へ入り、中学校、上志比中学校を卒業し、そして高校に行っただけですけど、小学校、高校時代、大変いじめに

遭った経験があります。かたわだと。おまえとは遊べんぞと。非常につらかったです。誰にも相談せずに、自分自身じっと我慢して、高校になったときに初めて自分の体は正常じゃないことを知り、隠しました。

今私相談受けているのは、バリアフリー化に基づいて、これはソフトの面ですね。ハードな面、ソフトな面。オストメイトの永平寺町下浄法寺地区に住むあるオストメイトの患者さんです。「会長さん、私はみんなに嫌われているんや」と。「何でや」「汚いと」。オストメイトわかりますね。どういう患者さんか。直腸がん、もしくは大腸がんを手術して人工肛門、この横にあるんですね。毎朝家族の人が消毒をしてきれいにしているけれども、オストメイト、あんたは汚いと。そう今しょっちゅう言われている。私、非常に気が痛みました。これどうしようかなと。また役場に言ってもどう対応されるかわからんからまだ言っていないけれども、この方らにどう対応したらいいんでしょうか。私もわからないんです。汚いと言われている。保健課長、どう思います？

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 直腸がんとか大腸がん、またそういった方はストーマ等を使って、俗に言う人工肛門等による処理をされている。私どもも聞いておりますのは、例えばお風呂とかについてもなかなか周りの目があって行けないといったことも聞いてございます。

その汚いと言われているのがご近所の方なのか、どういった方かよくちょっとわからない部分であるんですけれども、ただ、今回の法律の中では、やはり相談や紛争に応じては、その内容に応じて、例えば行政相談とか、人権擁護による相談といったことになります。

今ほど言われましたどういった方にどういった対応をされたかということも私ども聞いた上で、例えばそういった問題であればこうしたところに一度福祉保健課のほうから確認してみますといった形の対応をとりたいなというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 5番、酒井君。

○5番（酒井 要君） 本人にはその旨、役場の福祉保健課のほうへ相談に行けという指示はいたしますので、ひとつそこら辺の対応をよろしくお願ひしたいと思います。

それと、実は10月の28、29、30、3日間、中部ブロックの身体障がい

者の研修がありました。そのときに差別法で私が問われて、わからなかったんで。永平寺には観光地がある。永平寺はバリアフリーは大丈夫かという質問を愛知県の会長から言われました。私は、前総長が車椅子のために在籍したおかげで通れるんでないやろうかというあやふやな返事をしておいたんですね。そしたら、きのう、クリスマス会にアキタさんという永平寺の修行僧というんですか、来られて、その話をしました。そしたら、七堂伽藍は行けませんと。永平寺は、観光地でないですよ。修行の場ですよ。ごもつとも。永平寺は観光地じゃないんですよ。永平寺のお坊さんらから見たら、修行の場なんですよ。そしたら、七堂伽藍だけは車椅子では行けません。そのほか、今の近代的な施設は車椅子でも来られますよと、こういうお話でした。町長、これみんな知っていますかね。私は全然知らなかった。

だから、いや、永平寺は、あの階段のことを思い出して、「バリアフリーはなっていないねと思いますわ」と言いましたら、「障がい者に対しては差別ですね」という言い方をされたんです。しかし、今度会ったときには言います。永平寺は修行僧の修行する場なんだと。観光地ではありませんよと。そういう話ができ、気持ちは非常に、今度会ったらその話ししようと思うんですけれども。

町長、そこら辺の意見、どう思いますか。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 今ほどもお話しいただきましたように、大本山永平寺様からすれば修行道場であるという認識のもと、今までも至っております。ただ、町といたしましては、そうはいえども一つの名所旧跡でございますので、ここを十分紹介させていただくことで何がしかの活性化にと考えております。

今ほどのバリアフリー化につきましても、吉祥閣につきましてはエレベーターも設置してございまして、傘松閣までは車椅子で行くことはできます。そういうふうな情報につきましては、私どものほうにも問い合わせをいただいております、そういう方につきましてはアピールといえますか、情報を出しておりますが、今ほどご指摘いただきましたような、広く対外的に情報が出ておりませんので、今後、何がしかの形で町も情報発信に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（川崎直文君） 5番、酒井君。

○5番（酒井 要君） 私も知らなかったんですね。ですから、いやー、というお返事で大変皆さんに、「あの観光地が会長知らんのかいや」という言い方されま

して、一つ勉強になりました。きのうその方に教えていただきまして。そういうことをやっぱり一般に知られていない面がありますね。

それと、実はこの障害者差別解消法は、バリアフリー、これはソフトな面とハードな面があります。そのときに京都の会長がこういう話をしました。京都市は、寺院、神社大変多うございます。極力バリアフリー化を車いすで乗れるような方で京都は今進んでますと、こうい返事を聞きました。

実は私ども経験したことを一つ申し上げます。4年ほど前ですかね。石川県の能登半島一周を身体障害者で約45人ほどでバス1台で能登半島1周をやったんです。ところが、能登空港で休憩をして、そこでみんなトイレ行ってこいよという指示をしたんですけれども、穴水へ行きましてちょうど昼食時間だと。約100名ぐらい入るレストランですね。そこで食事をしまして、バスに乗ったら、「会長、トイレへ行きたいんです」と。「今行ってこい」と言ったら、いや、ここには洋式トイレないんです。そんなことないぞということで、そのの経営者に聞いて、そしたらないと。「おたくの自宅のトイレを使わせてもらいませんか」と言ったら、「いや、私も洋式トイレじゃないんです」と。これは困ったなということで、バスで高速道路のインターチェンジまで運転手に頼んで洋式トイレあるところへ行ってくれということで、大変会員に迷惑をかけた経験がございます。

今は各家も洋式でなっていると思うんですけど、これからやっぱり永平寺に観光客を呼ぼうとするときにトイレ、道にある観光物産店とかそういうところ、そういうおトイレになっているんでしょうか。いや、これは本当に大事なこと。

永平寺町ね、上志比の支所も立派な洋式トイレ。よくあそこに車とまっています。それはそこトイレ使えるから。山王の駅も立派になりました。身体障がい者に一番大事なことなんです。それを永平寺町に入った観光のお客さん方、困っていませんか。商工観光課長。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 町におきましては、門前の第一駐車場のところに町営のトイレ用意してございます。そこも洋式トイレは設備してございます。

また、門前の商店街におきましても近代化進んでおりまして、洋式トイレも準備されているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 5番、酒井君。

○5番（酒井 要君） 実は、11月の28日から29日にかけて、小浜におきまし



て日盲連の北信越ブロック大会がありました。日盲連というのは目の見えない方の大会がありました。そこでその差別解消法のことなんかも、目の見えない山下会長が私の言ったようなことを言いました。盲導犬が大変困っていると。盲導犬が7匹ほどおりましたかね。福井の方1人おりました。その方に聞きましたら、盲導犬を連れてお店に入れなくていいところがあると。大変私ら不便なんですと。盲導犬が何で嫌われるんやと。あれだけ訓練された犬が、その方の指示がない限り、絶対人に悪さはしない。小浜の公民館から福井の駅裏まで盲導犬と一緒に私どもバスに乗ってきました。その間、1時間半、休憩して2時間ほどの間、ずっとバスの中で座って待っている。あの姿見たら、盲導犬がお店の中に入っても悪さするようなことはしない。

今、永平寺町で盲導犬おりませんよ。これから将来、目の見えない方、訓練された盲導犬を活用してもらおうとするときに、永平寺町のスーパーあるいはお店の方で盲導犬は自由に入れるんでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） この障害者差別法でございますけれども、この法律の中で、いわゆる禁止する差別というものがございます。それは何かといいますと、まず不当な差別的取り扱いといったものがございます。

一つの例を出しますと、車椅子や補装具、また盲導犬や介助者などを障がいに関連することを理由として区別や排除、制限してはならないというのがこの法律の中に言われております。このため、いわゆる施行は来年の4月ですけれども、こうした盲導犬等による排除というものは法律違反に該当するというふうに解釈してございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 5番、酒井君。

○5番（酒井 要君） バリアフリー、役場もエレベーターがついて、これはバリアフリー化の一つの前兆だと思います。それから階段。えち鉄あたりはこれは不可能なことです。今度、11月の18日かにこの差別問題で研修を行おうと。その研修対象者ですね。当然、身体障がい者、これは知的、精神、発達障がい、多面にわたる方をお呼びして、私にパネラーになってほしいと、こんなことを言われたんですけれども、手帳をお持ちでないお年寄りもこの対象として、障がい者差別保護法という障がい者だけに該当かという、そうじゃないんですね。

お年寄りで、今大変医学が発達して、福井総合病院の専門のササジマ先生が私

にこう言いました。「酒井さん、これから簡単に障がい者ふえんよ」と。「何ですか」「ペースメーカー入れた。これは ですけども、足の膝が痛くなって人工の器具ですね、関節器具を入れても障がい手帳は発行しないよ」と。

私が身体障害者4級なんです。こっち左肩に人工関節を入れました。まだ手はここまでしか動きません。「先生、私これ、もう3年前ですから」「酒井さん4級だから、こっち含めて2級になるな」、こんな話やったんです。ところが、今は酒井さんだめだと。これは障がいの対象になりませんと。そういうことで、大変障がい者に対して厳しい面が出てきているということなんです。

ですから、高齢者の歩行困難な方、あるいは体の不自由な方、それもこの差別対象法に該当するんですという意見を聞きました。ですから、町の対象が広がります。ですから、先般、上志比村でそんな意見がありました。4カ所回ったけれども、結果的にだめでしたんでそのイベントはできませんでしたという話。そういうことは絶対に起こらないように。どの窓口へ行ってもきっちりとした対応を、今度は4月以降は法律で決まっているんですから、ぜひお願いしたい。

その苦情が私どもに来たときには、私どもは適切に役場のここへ行きなさい、福祉課のここへ行きなさいというふうに言えますので、その対応を今後よろしくお願いしたいと思います。

町長、何かありませんか。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 障害者差別解消法が施行されるに当たりまして、議員おっしゃられるとおり、ソフト面、そしてハード面で段階を追って対応していきたいと思っておりますので、またいろいろご指導よろしく申し上げます。

○議長（川崎直文君） 5番、酒井君。

○5番（酒井 要君） きょうまで障がい者に対する法律が何本か出ておりますけれども、あんまり私どもには直接来ない法律が多かったんです。今度の差別解消法だけは、本当に一個人が役場に出向いて相談するということがあろうかと思うんで、その点だけよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩します。午後1時より再開いたします。

（午後 0時03分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、7番、小畑君の質問を許します。

7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） それでは、通告に従いまして、今回は3つ聞かせていただきたいと思っております。

まず最初に、こしの国ケーブルテレビのあり方ということであります。

実は、町内の町民の方から、こしの国のケーブルテレビの光ケーブルでネットの受信をやっておりますが、非常に感度が悪いということでありました。別の方にもお聞きをしました。その方は、パソコンが悪いのかなということでもパソコンを入れかえたと。それでもよくなるということなんです。どうも光ケーブルがおかしいのか、あるいはその周りの機器がおかしいのか。

実はケーブルテレビに足を運びました。そしたら、実は光ケーブルのサーバーが古くなってきていると。それによるふぐあいを生じているようだということでありました。

本町には2つの大学がありまして、多くの学生が恐らくネットを使っていると思います。お隣福井市との差がここに出てくるのかなと。結構ネットが使えないということで、福井にかわられる方もおられるということも聞いております。これは町民の負託に応えていないということになるかなと思っております。

こしの国のケーブルテレビ、特に光ケーブルですね。果たしてどのようになっているのかなということをまず最初にお聞きしたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） お答えさせていただきます。

現在、こしの国ケーブルテレビにおけるインターネットの接続が不安定で、時間帯によってつながりにくい、切断するという事象が発生していると報告を受けております。保守業者及びインターネットサービス業者からは、7月からこれは開始されましたWindows 10の無償アップグレードがインターネット上で開始となり、それに伴いインターネットの帯域を圧迫しているためと、そういった事象が発生しているものと推測しております。

なお、こしの国広域事務組合では通信系サーバー及びスイッチ類機器、更新工事について今年度末の完成を目指しまして今行っておりますが、サーバー系につきまして優先的に更新することで今回の事象が収束する見通しであると報告を受けております。

サーバー系の更新につきましては、機器の納期の関係がございまして、年内までに終えたいということでございます。以上でございます。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） こういう事象は果たしていつごろからあったのかなという気がします。こしの国ケーブルテレビは身近な情報の伝達、いわゆる身近に起きてるいろんなイベントの情報、それから災害時等の例えばテロップによる情報発信ということなど、非常に役割があると思っております。

その中で、以前、こしの国のケーブルテレビ、その中でコマーシャル放送をしたいんだということをお聞きしておいたわけです。これ今、コマーシャル放送、どのようになっているのかなということと。それからさらに、こしの国のケーブルテレビの加入者ですね。加入者と、それから全町内の中の加入者率、それともう一つ、これは非常に難しいかなと思うんですが、ケーブルテレビの視聴率ですね。わかりにくいかなと思うんですが、もしわかれば教えていただきたいなと思います。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） CMのこれに関してはちょっと今手元に資料がございませんので、後ほど答えさせていただきたいと思っております。

こしの国の加入率、映像に関しては、今ちょっとこれも手元にないんですが、95ぐらい行っていると思っております。ただ、インターネットに関しては30%台というふうに記憶してございます。

それと、視聴率のことでございますが、視聴率に関してはそういうデータをまだとっておりません。どういうふうにとるかというのは今後検討していきたいと思っておりますが、アンケートのような感じでのそういうとり方かなと思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） ある意味、リサーチというのは、今申しましたように、ケーブルテレビによるコマーシャルはある程度視聴率がなければ、これはそれはなかなか難しいですね。見てないところにコマーシャルだといっても、これは無理な話なんで。それは番組等の構成等も連動してくるんですが。それは両方ひとつ検討していただくということでお願いします。

それから、これ、予算決算常任委員会等、あるいはそのほかの常任委員会等でも指摘事項にありますように、ケーブルテレビの更新計画、今ほど更新計画出ま

したけれども、額ですね。額も含めて方向性を早く示してほしいということで載せております。

テレビ事業とインターネット事業等々、ある意味僕は変則的に福井市の美山地区との立ち上げであったと。以前は美山町であったと思うんですが。そこで、今は美山町が福井市に合併しましたから、ある意味ちょっとそういう意味で変則ということで。福井市からのオファーもあるんかもわかりませんが、非常にそういう意味では課題が多いと。

そういう意味で、例えば別の次元で広域圏の事務組合で、過去に福井坂井広域圏事務組合で電算機の購入更新があったんですが、そのときに福井市は一方的に共同電算システムから離脱をしております。残った坂井市やあわら市、永平寺町、その後ちょっと大変な目に遭ったという経過がございます。

それを考えますと、福井市から見るとそういう美山地区の問題がかかわってくるということで、今度もそうならないかなという気がします。ですから、しっかりとその辺の話し合いも詰めていただきたいと思うんですが、そういう経過等おわかりならば教えてください。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） お答えさせていただきます。

現在、こしの国では今後の機器の更新計画を今年度中で作成をさせていただきます。その更新計画に合わせまして、そのまま継続した場合や指定管理者に移行した場合、事業を譲渡した場合、そういう多方面のことを今後福井市とあわせて今後両方で考えていきたいと。今現在、そういう検討中でございます。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） その検討の中には、例えば福井市が離脱するかもしれない。あるいは今のままで行くかもしれない。あるいはまた別の第三の選択があるかもしれない。そこら辺は本当にいろいろの選択肢を考えて福井市と当たっていただきたいなと思います。それが、ひいては町民の負託に応えるということになるのかなと思っております。ひとつよろしく申し上げます。

それでは、2つ目の町の観光行政の進め方ということに移りたいと思います。

まず、ふるさと創造プロジェクト事業、この前提示されました新町まちづくり計画、これはこの前提示されたのは合併時のこの新町まちづくり計画ですが、基本はこれに置きたいということであったと思います。

これを見ますと、点在する観光スポットのネットワーク化を図るとなっており

ます。その中で旧織物会館を利用した本町の観光資源の情報発信基地をつくりたいということであったとっております。

設計予算が28年度の当初予算での計上ということも聞いております。それによりまして、完成は28年度中ということでもあります。29年の4月オープンかなと思うんですが、お話を聞いておりますと内容がある意味総花的で、何かこう的が絞れていないという感じがします。もう少し煮詰まったところのお話が聞けたらとっております。見解を伺いたいと思います。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） お答えさせていただきます。

現在、北陸新幹線の開業に伴いまして本町への観光客が増加傾向にございます。本町におきましては、上志比地区では道の駅「禅の里」が28年3月に開館するのを皮切りに、大本山永平寺にあります門前地区の整備も計画しております。

松岡地区では、今議員仰せのとおり、禅と食と酒をメインテーマに織物会館跡地に同館の意匠を継承しました建物を整備していく予定でございます。

1階は、これは従来から何回もご説明させていただきましたが、町民の方々に本町の自然、歴史、文化などの魅力を再認識していただく場、そして憩いの場、本町に訪れた人との交流の場として、また観光情報の発信基地として整備をさせていただきます。また2階には、町内の各種団体や、また大学とかサークル等の方々も利用できますイベントスペースや会議室もご用意をさせていただきたいと思っております。

なお、施設維持の管理、それと運営につきましては最大の効果が発揮できますよう、今、町内の関係団体と協議をさせていただいているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） そうですね。今までどおりかなという感じがしますが。

その中で町内、永平寺町、松岡町、旧上志比も含めまして、町内の歴史等も、例えば松平昌勝公に関しても、あるいは古墳の部分もということも聞いております。

その中でちょっと教育長にお伺いしたいんですが、私ども子どもの時分に、小学校、中学校時分に、例えば古墳の話とか、松平昌勝公の話は全く聞いておりません。いわゆる地元の歴史を全く知っておりませんでした。私は大人になってから初めて昌勝公というの、古墳というのを知りました。やはりそこに住む人は

その地域の自慢ができないと、これはやはり一つ手落ちかなと。やはり地域の自慢ができるということが大事かと思います。

その中で、歴史の中の昌勝公、それから古墳のこともどのような教育をなされているのかなと。長々とやる必要はないんですが、地元教育、地元の歴史の教育、どうやっておられるのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） ありがとうございます。一応社会科という教科で小学校、中学校でいろいろ古墳のこととか、そういう歴史上の人物とかという分野はあるんですけども、今特に県も力を入れてますし、私も今校長会等でも地域を知ろうと、地域を活用しようというような学習をもっともっと進めていこうというようなことを進めております。『郷土の暮らし』とか『郷土の人々』という副読本も今社会科の授業で使えるような、そんなのもつくっていますし、その中に加えて、より松平昌勝公とか、古墳もいっぱいありますので、そんなのを活用した授業をこれから進めていくように働きかけているところです。

ありがとうございます。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） そういう意味では、自然環境、九頭竜川も非常に大事かなと思っております。そこら辺等も含めて、やはり小中学生のその時代に地元の文化、歴史、それから景観等も含めて教育の中に入れていただくとありがたいなという思いがします。

この前、12月4日ですか、福井新聞見ましたら、県の観光の入込数が出ておりました。その中で驚いたのは、一乗谷の朝倉氏遺跡ですね。これがこの3月、9月段階で84万近くですか。年間初の100万人超えをするということが福井新聞に出ておりました。ご存じだろうと思います。非常に伸び率も大きく、すごいなという感じがします。

その中で、大本山永平寺も36万。恐らくもう少し四十五、六万行くかなという感じはします。伸び率も28%ということで、これも非常にいいわけですね。新幹線効果だろうと言われております。

その中で、私、実はこの朝倉氏遺跡の岸田会長、この方と実は同じ考えを持っておるといって会う機会があるんですが、彼に聞きましたら、何でこんなにいっぱい来たんだろうと、100万もということ聞きましたら、やはり基本は、新聞にも書いてありましたが、福井市の協力が大きいと。福井市はここを観光の

拠点にしているということでもあります。そういう意味では、福井市は26万の人口ですから、それは大きいですね、やっぱり。ここを1位に挙げていました。

本町もやはり第一の観光と言うならば、これはもう大本山永平寺ということになります。その中でも、いわゆる一番最初に言っております点在する観光スポットのネットワーク化、いわゆる点じゃなしに面で捉えていると。朝倉氏遺跡も今あの中で遺跡だけではなしに、当然、武家屋敷みたいのいっぱいありますね。それから、朝倉氏が住んでいたあの門もあります。恐らく最終的にあそこも何かつくっているんだろうと思うんですが。いわゆる面で捉えていますね。

そういう捉え方をするならば、本町の場合、例えば町長がおっしゃったように、禅ということ进行全面に出すならば、やはり大本山永平寺を核にして、上志比の吉峰寺、それから松岡にあります天龍寺、これは全て禅に共通するわけでありまして、やはり永平寺を前面に出すんだけど、ここもありますよ、ここも見てくださいと言うことも必要かなと思っております。

ちなみに、この前、中国旅行から帰りの途中に、これは養老サービスエリアに寄りましたら、たまたま越前がにですね。これ、越前町が出しております。越前がにとパンフと、それから湖東三山、これは滋賀県が出しています。これはいずれも行政が出しているわけじゃないんですね。越前がには一般社団法人の越前町観光連盟です。それから、湖東三山の場合は湖東三山の観光振興連絡会というところが出しております。養老のサービスエリアですから非常に大きいエリアです。ほとんどの方が車で来ますし、観光バスも来ます。その中で、あそこは大体とまりますね。そうすると、中へ入ってうろうろするんですが、その中にこういうものが目につきますと。もちろん、タイミングもあるんですね。例えば越前がになんて非常にいいタイミングだと。それから、この湖東三山も何を訴えているかといったら、紅葉を見に来てくださいという案内ですね。それから、古いお寺ということもアピールしているんですね。果たして本町の場合、近場、例えば北海道とか九州にこういうものをしたって、それは映らんとしますよ。近場にこういうものをアピールしているのかなど。永平寺というパンフがあって、そういうこともどうなっているかということもちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 町の観光パンフレットにつきましては、町制作物につきましても県の観光営業部を通じて周知を図っていただいておりますが、今ほどの養老とか、そういうサービスエリアにつきましては町から直接お持ちする



ようなことはしてございません。ただ、今後につきまして、そういうふうなことも町の観光物産協会とも協議しながら、ちょっと前向きに検討させていただきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） 言うなればタイムリーにやらないと、例えば春先に紅葉と言ったって、そんなん誰も来ませんね。それからカニも、これ春にやってもだめですね。やはりいつやるかというタイミングを捉えてやるということも大事ですし、じゃ永平寺何を訴えるんかということになります。そういうことで、ポイントを絞るといふんか、さっき言いましたように、点でなしに面、面であるんだけど、ポイントを絞るといふ観光行政、あるいは観光課が直接やるんじゃないにしても、ある程度の協議をやっていくということも必要かなと思います。

それともう一点、やはり今のこのふるさと創造プロジェクトの織物会館跡地も大事なんですけど、ここはいわゆる待ちですね。ここへ来てください。ここへ来たならこんなのありますということなんですけど、むしろ、それも大事なんだけれども、外へ出る、外へ打って出ると。福井県の観光アピール非常に下手だというのは、外へ出てない、アピールしてないということですので、そういうことも大いに反省材料として捉えていただけるとありがたいなという感じがします。

そういうことで、ひとつよろしくお願いします。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 議員おっしゃられるとおり、観光も幅広く、またターゲットを絞って、そして時期を絞って、より効果的にといいいますか、効率的に訴えていくことが大事だと思っております。

先ほど議員もおっしゃられた、そういったパンフレット、観光連盟とか協会が発行されている中で、やはりこの永平寺町もより現場の声が近いとか、そういった機動的に動ける観光物産協会にこれから町がやっていた事業もシフトしていきまして、連携してよりやっていけるように進めていきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） ひとつよろしくお願いします。

それでは、3つ目の質問に移りたいと思います。

福井北インターチェンジとのアクセス道路の整備をということであります。

これも私も何回か質問しておりますし、同僚議員の奥野議員も以前にもこの質問をしたと思っております。

この合併時の、先ほど言いました新町まちづくり計画を見ますと、最重要課題として機能補償道路の整備と中部縦貫道の整備に応じたアクセス道路の整備が必要ということであっております。

特に北インターチェンジから北のほうに416号線、これは旧というのか、どう言ったらいいかわかりませんが、2本あります。416号線。旧416号線までの整備を、まさに私は最重要課題と思っております。

といいますのは、もう機能補償道路も中部縦貫道も、特に中部縦貫道も大野まではもう28年度中に開通ということで、もっとその利用範囲が広がっていくという中で、あそこだけが誰がどう見ても今に、言葉悪いんですが、事故でも起きないかなという感じがします。ということで、予算の問題もあります。しかし、私に言わせると、行政の本町の施策の1丁目1番地かなと思っております。これをやらないと、どう見てもそのほかの展開ができないと思います。そういう意味では、例えば合併特例債の活用もある意味、公表してもいいんじゃないかなと思います。さらに、県、国の働きかけも必要かと思っております。

福井国体も間近に迫っております。ひとつどういう状況かお聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 今議員仰せの路線につきましては、都市計画道路芝原吉野塚線という都市計画決定を受けた路線になりますけれども、これにつきましては今議員がおっしゃったように、北陸道と中部縦貫道が直結しまして、永平寺町の玄関口となった福井北ジャンクションインターへのアクセスの向上、また高速交通の結節点という点で、地域特性を生かした周辺の土地利用を促進するといった意味で、町にとっては非常に重要な路線であるという認識のもと、7月には県知事のほうへ、10月には来年度の予算の絡みも含めまして、福井土木事務所長のほうへ未整備の区間330メートルについて必要性、重要性を訴えながら、県事業による取り組みということで事業要望を行っている状況でございます。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） 道に関しては、例えば吉野地区の福井との連結の納戸坂の問題もありますし、そのほかにも道に関してはいろいろあろうかと思いますが、やはり福井市との協議、いずれにしても福井市との協議なんですが、早急にやらないと、やはり永平寺のある意味発展の阻害になっているなという感じがします。ぜひとも本当に腰を据えた取り組みをひとつお願いしたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 今議員仰せのとおり、最重要課題ということで、今後も道路のストック効果を十分整理しながら、重要性、必要性を訴えながら、最重要課題として新規事業化に取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、この芝原吉野堺線の新規事業化というものについては、今議員もおっしゃったように多額の事業費が必要となります。用地費とか補償費とかといったことが発生するというので多額の事業費が発生するということから、一つの考え方としまして、今の東西の幹線道路416吉野堺バイパス、東西の幹線を結ぶ南北の機能としまして、今の芝原吉野堺線都市計画道路から東のほうへ約360メートルほど行った町道についても今現在5メートル50ほどの幅員がありますけれども、いわゆる換地を利用して拡幅するというようなことも可能な状況であります。用地費がかからないというようなことの点もあるかと思っておりますので、そういったことも含めますと、その道路の将来的な改良というのも今後、例えば年度計画を立ててとか、そういったことで検討をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） なかなか重いなという感じがします。ある意味、仕方がないかなと思うんですが、ひとつ先ほど申しましたように、腰を据えた検討をお願いしたいと思っております。

町長、何かありますか。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この 前からの北インターに向けての道は県にも今強く要望していますのと、今ほど建設課長申しあげました町道吉野3号線、クスのアオキからのあの前の道ですが、あそこも今までずっとそういうダンプが通って、道も大分傷んでいますので、拡幅も含めた改修といたしますか、そういったものも、ただ1年で一発でできるとか、そういった問題でもありませんので、前向きに検討しながら、あの道の整備も東西をつなぐ道ということで考えていきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） ひとつ前向きに検討していただくということで、私の質問終わりたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 次に、3番、長谷川君の質問を許します。

3番、長谷川君。

○3番（長谷川治人君） 3番、長谷川治人でございます。よろしくお願ひいたします。

私は、通告に従いまして2点一般質問をさせていただきます。

まず1点目の道路除雪について、今回、特に永平寺町地区のいわば南地区のところの限定でご質問をさせていただきます。いよいよ冬到来でございます。今冬の冬は、北陸地方の12月から来年2月の気象予報では暖冬で雪は少ないという見通しであります。さらにエルニーニョ現象が来春まで続くという見通しでは、暖冬が特に深くなってきているという話を聞いております。

雪は気まぐれでございますので、地域によってはたくさんの雪を降らせたり、また局地的に偏りで、まさに雪国たる除雪泣かせであります。私は特に永平寺南地区の除雪についてであります。実は昨年、一昨年も含めて、暖冬と言われながら一度、二度と地元のほうから苦情を聞いております。

一つは、山荒谷線。ここは京善のほうからずっと市野々、それから荒谷、そして志比方面に向かう歩道に雪が徐々に深くなっていくというような状況で、これは昔から変わってないんですが、昨年のことをちょっと思いますと、私ども東古市におりますが、東古市で除雪車が走らない日でも南地区方面、特に荒谷から永平寺、相当積雪があるということで、住民の方からもう20センチも30センチもあるよと。通勤通学ができないから除雪をしてほしいと連絡が二度ほど昨年も受けております。

役場に連絡しますと、当然役場のほうでは現場確認をされて、そして業者に連絡して、そして段取りしながら除雪に入ることでは、除雪が済むころには9時半から10時というようなことで、せつかく仕事をされても区民の皆様には喜ばれないというようなことでございます。

もう一方で、志比の地区のほうでは元有料道路沿いの町道ですが、ここは通称大工村というような町道がございます。志比区ではご承知のとおり、特にほかに比べて雪が深いというような地域でございます。そういったことで、以前、志比区に地元の建設会社がありましたが、そういったときは道路除排雪に関して全部その業者に任せていたような時代もございます。近年の温暖化で少々雪が少なくなった傾向もあるということでございますが、そういうようなことでも、その日によっては雪の降り方によってはばらつきがございます。たまたまいい暖冬でありますけれども、そんな時期がありまして、時には油断をされて、そういう監視

が届かないというようなときは特に苦情のお目玉を食らうわけでございます。

この除雪については、過去にも他の同僚議員からも一般質問が出ているわけですが、いつも模範回答ですか、除雪体制については委託業者と連携を密にしてより効率の高い万全体制をとりますと、そういった回答をいただくわけですが、除雪に携わる皆さん、本当に一生懸命仕事をされておられると思います。

そんな中で、住民の隅々まで手が届くかといえば本当になかなか大変なことだと思っております。私どもも苦情など住民との仲介の労はいとわなないという思いでおりますけれども、できましたらできるだけ住民には苦情が出ないような対応をお願いをしたいと。

いろいろ話は聞くんですが、中には少なからず融雪のある地域との差別が取りざたされますし、ひいては税金の話まで私ども聞くわけですが、そこで一つ考えていただきたいのは、朝の出勤時に除雪を済ませるにはどうしたらいいかということでもありますから、一つは、一昨年ですか、平成23年度ですかね、上志比地区の中山間方面では除雪車1台増強していると思います。こういった増強は考えにくいということです。

そういうことでは、一般質問で以前にもさせていただいているんですが、私思うのは、除雪車の中継置き場が必要でないかなということなんです。早朝の積雪時など、特に出動判断が難しいときがございます。降雪のそういう時期があるんですが、そんなとき、場所的には荒谷か志比地区のあの間ぐらいで柔軟に考えてもらえばいいんですが、そういう中継置き場が必要ではないのかなと、そういうふうの一つ思います。

それから、住民からいろいろ言われるのは、除雪につきましては住民に優しい除雪をぜひお願いしたいということでございます。

1点か2点ほど申しましたが、ご所見ございましたらお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 除雪についてでございますけれども、26年度のまず出動実績としまして、町全体で昨年度43回出動しておりまして、そのうち永平寺地区は16回、またそのうち5回が永平寺の南地区のみの出動ということで、できるだけその地域の実情を考えまして作業を行っているところでございますが、議員もおっしゃったように、朝方の雪の降り方とか、そういったことで除雪完了

がおくれたというようなこともございました。

除雪につきましては、こういった状況を踏まえまして、例年の除雪委託業者及び関係機関との対象にした除雪会議で通行に必要な幅員の確保、要所要所に待避所を設置するとか、そういったことで除雪の方法、出動基準、出動時間の確認を十分行いまして、またパトロールも強化しながら、気象情報を十分把握しまして地域の実情に沿った早目早目の対応をしていきたいというふうに考えております。

また、今のご意見の中継の置き場ということでございますけれども、新規に格納庫を設置するということになりますと用地面とか財政面も厳しいことがございまして、当該地区において中継置き場となるような倉庫とかというような空き物件があつて、それを提供していただくというようなことがあれば、中継基地が確保できるというようなことがあれば検討していきたいというふうには考えておりますけれども、過去に南地区の荒谷付近で一度そういった除雪車を中継的に置いた経緯もございまして、やはりガラスが凍結してなかなか出動に時間がかかったとか、そういったこともありまして、現在のような体制になっているというのが実情でございます。

また、今後十分除雪につきましては早目早目の対応をしていきたいというふうにご考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 3番、長谷川君。

○3番（長谷川治人君） ありがとうございます。回答はそういったことを予想しておるんですが。

今ちょっと思ったんですが、これはちょっと考えてもらえばいいんですが、中部縦貫の高架なんかはどうなかなとふと思ったんですが、今即答はいいんですが、ちょっとそこら辺ももし考えられれば一遍考えていただいて。外出しだと今の状況と一緒にありますけど、そういうようなものを含めて広く一遍ひとつ考えてもらえば、私結構です。何を言わんかというのもいろいろもう十分承知していますんで、もしもう一つありましたら、ひとつどうぞ。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 中部縦貫道の高架下の利用につきましては、国交省からもそういった打診があつたこともあります。ただ、諏訪間の高架橋とか見ていただきますと、どうしてもピアの部分が高さが高くてどうしても福井市内にあるような、8号のバイパスみたいな形で除雪車が置けるような状況にはないというこ

ともございます。

今議員おっしゃったように、外に置いている状況とほとんど変わらないというようなこともございますので、今後はまたそういった中部縦貫の高架下についてはちょっと難しいかなと思いますけれども、中継基地についてはまた十分検討していきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 3番、長谷川君。

○3番（長谷川治人君） 先ほども申しましたが、私どもいろいろ仲介はいくらも労をいとわないんで、できるだけ苦情の内容の除雪のやり方でひとつお願いしたいと思います。このことはこれで置きます。

それから、2点目に移ります。住宅用火災警報器の設備点検についての質問に移ります。

私のうちには住宅用防災警報器ですか、これが4カ所設置してあります。その最後の電池が10月でしたかね、末時点で切れて、4カ所全部の電池切れ。放置のままの形にしておりましたから、さて、皆さんのおうちのほうからはちょうど電池切れの状況でないのかなと。皆さんどう対処されているのかなと思って、今回質問をさせていただきました。

今回、この11月6日発行の町の広報紙に秋の火災予防運動で住宅用火災警報器についての今すぐチェックしましょうという掲載がされております。やはり他県ではこの時期に入りまして、さきの週末、石川県、それから大阪、北海道、その他全国各地で火事が相次いでおります。いずれもおととい命が亡くなっていると。そういったことでは火事は油断で心わずかな不注意で住まいや宝も体も灰となって、時には命も失うということになります。

それで、住宅防災のために命を守る7つのポイントと。住民の皆さんには改めてしっかり認識していく必要があると思います。

この命を守る7つのポイントの一つの中に、住宅用火災警報器についてがありますが、私のうちの話のことで申しわけないんですが、私のうちには2階の部屋に3カ所、それから階段に1カ所と計4カ所の設置があります。恐らく平成17年、18年ごろに設置しましたから、この専用リチウム電池の寿命が10年と記載されているのを見ますと、ちょうど切れて10年になります。しかし、中には3年ごろ前にもう電池切れのものがありませんから、電池によっては相当ばらつきがあるのでないかなと。各家庭においても一度確認していただくことはあるのではないかなと、そういうふうに思います。

そこで、少し話変わりますが、昨年の事務報告を見ますと、まず5地区110人が防災講話に参加されております。この防災意識の高揚を目的として、住宅用火災警報器の管理指導もされておられますが、その結果としてですか、その効果があったのかどうか、ちょっとお気づきの点があったらお知らせいただきたいのと。

もう一つ、この事務報告の中の火災出動件数が5件ありますが、よければその内容もお知らせいただきたいのと、かように思います。

○議長（川崎直文君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） まず、火災警報器の設置の目的でございますけれども、これもまた改めましてご報告させていただきますけれども。

まず、火災による焼死者を防止するという事で、基本的には各寝室ですね。寝るところに設置をしていただくのが第一の条件でございます。

また、議員のお宅にも設置済みのおり、2階の階段の上部ですね。煙が上がってきたときにそこで感知して、それを鳴動して知らせというのが目的でございます。

そのほか、昨年の防火講話の実態でございますけれども、昨年は各団体、また各地区によりまして5回の防火防災に関するお話をさせていただいております。内容につきましては、阪神・淡路大震災、東北大震災などの地震等の対応、また近年勃発しておりますゲリラ豪雨、また家庭内の応急手当てなど内容はさまざまではございますが。

住宅火災警報器の維持管理に対する質問も幾つかお受けをしております。例えば電池の寿命がなくなるのはいつやとか、点検方法はどやってやるんかとか、清掃方法どうするのかとか、また火災以外で誤報、鳴った場合の対応の仕方などさまざまにご意見を伺っております。その都度説明させていただいておりますけれども。

また、維持管理につきましても、町の広報紙、それから回覧、パンフレットなどにおいて住民の方々に周知をしているところでございます。

それからまた、2番目の昨年の火災件数につきましては、平成26年の1年間の火災につきましては、建物火災が5件、車両火災が2件、計7件でございました。

建物火災の内訳につきましては、住宅火災が1件、人員火災が2件、旧駅舎火災が1件、公共施設が1件で、全焼が1件、部分焼が1件、ぼやが3件でございます。



ました。

また、火災の原因につきましては、残り火の不始末とか、機器の故障、それからまたろうそく、キャンドルですけれども、その上に可燃物が転倒して落下したとか、工事中の火花により火災になったとか、それからまた放火も1件ございました。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 3番、長谷川君。

○3番（長谷川治人君） 次に、この住宅用火災報知器によって未然に火災防止で助かったというような実例がもしあったとしたら、お聞きされたことがあったんならちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） 住宅用の火災警報器の設置につきましては、これまた昔ですけれども、消防法で義務化されており、町の火災予防条例でお示しをされており、現在、永平寺町の設置率は97%で県内のトップとなっております。

また、永平寺町におきましては全て書類で提出しておりますので、もう間違いなく設置してあるという状態でございます。

また、住宅用の火災警報器によります走行事例につきましては、平成26年中に福井県下において13件、そのうち永平寺町では平成20年の石上地区の火災で住宅用火災警報器の鳴動によりまして、たまたまそこに訪問してきた住民が消火器にて消火し、事なきを得たため、関係者を消防協力者として表彰をしております。

また、近年では平成25年1月に就寝中の住宅用火災警報器の鳴動で火災に気づき、初期消火を行いました。消火は間に合わず住宅は焼失いたしました。無事に避難でき、焼死者の発生はなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 3番、長谷川君。

○3番（長谷川治人君） ありがとうございます。警報器のおかげで大事に至らなかった部分もあるようでございます。やはり私ども含めてですけど、日々、やっぱり整備をきちっとすることは大事だなと、そういうふうに思います。

ここで、この住宅用火災警報器の設備点検や設置がえですが、なかなかそう簡単にかえない人が多いんでないかなと。私もそうなんです。

そこで、ひとつ行政にお願いしたいと思っておるんですが、10年前のその火

災警報器の設置義務のときは、一日も早く設置していただくということで個別訪問もあったかと思えますし、一生懸命努力されまして、永平寺町の場合、相当早く皆さん設置されました。

そこで、今回もぜひ家庭訪問等、直接本人と話すことが一番私いいんでないかなど、こういうふうに思っています。広報紙、こういった広報紙もありますし、ケーブルテレビ、それからフェイスブックですか、それから今言われたような集落の説明会も必要なんですけど、なかなかそういったところでは人は動かないというように思いがございます。したがって、直接本人に話すと一番これが手っ取り早いなど。数を見たら相当多くなるんですけど、仕事は深くなると思えますけれども、そういうことではいかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） まず、現在、消防といたしまして、こういう警報器の設置、維持管理につきましてやっておるところでございましてけれども、現在、町内の独居老人を対象に620件ほどございましてけれども、現在、平成21年度に国の補助金で設置いたしました住宅用火災警報器の314基、そのうち独居老人が204基、老老世帯が137基設置してございまして、これを中心に今計画的に消防職員2名が火災予防運動期間中を利用していただきまして防火訪問をしております。そこでの住宅用のベルの鳴動、電気切れの注意などを行っており、また個人的な一般の方のお問い合わせなんかも電話でたまにございましてけれども、そのときは電話で応答するだけではなくて、要望があればそのお宅まで伺って確認をさせていただいております。

また住宅用の火災警報器の維持管理につきましては、管内6,000軒ほどのお宅がございまして、消防職員40名弱でなかなか一軒一軒維持管理について回るというのは難しい面もございまして、平成22年にこういった保存版でパンフレットを各戸配布しております。それからまた、平成20年にも一度出しておりますし、町の広報紙もさっき議員仰せられた11月号で広報もしておりますので、また今後も年に一、二回は広報をしてまいりたいと思っております。

それからまた、先ほど申しましたとおり、問い合わせに関しましては直接ご希望があれば出向いてしていただく。それからまた、後の広報に関しましては地区の町内会とか、そういう防火訓練行ったときにご要望をお聞きするという形でやっていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 3番、長谷川君。

○3番（長谷川治人君） ありがとうございます。努力されております。今後ともひとつよろしくお願ひしたいなと思ひます。

そういったことでは、皆さんにはとにかくこの住宅用の火災警報器の整備をきちっとしていただいて、住宅防災、命を守る7つポイント、このことをしっかり守っていただいて、そしてご家族、また地域の皆さんが日々幸せに暮らしていただけますように切に願って、私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩いたします。午後2時10分より再開いたします。

（午後 1時58分 休憩）

---

（午後 2時10分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、1番、上坂君の質問を許します。

1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） きょうは4問用意してあります。

それで、9月の定例終わりましたから12月に質問を考えているとき、昭和23年ですか、福井地震があつてもう60年以上たっていますんで、福井地震の場合は大体60年に1回は地震があるというふうに言われているんですね。そうすると、水害もあるし、地震も当然ありますし、その中で永平寺町の防災対応、これは一体どうなっているのかなど。それで10月の初めですかね、消防長のほうへ質問をさせていただいて、その中で防火管理制度というのはどういうことなのか、それから消防訓練、これ、消火・通報・避難。それと、町の公共施設ですね。及び福祉施設のほうの訓練等は実施をどうなっているのか。これは法的根拠に基づいてという意味ですね。

それからあと、主に学校関係を中心にして消防設備って、ホースも10年たつたら古くなっているということですから。それから、当然、先ほど長谷川議員もあつたけれども、電池切れとか。機器はあつたけれども、実際は電池が疲労して実際は使えなかったというのは、一体何のために設置しているかどうかわからないんでということですね。

消防長、今の4点ですね。ひとつお答えを願えますか。

○議長（川崎直文君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） まず、防火対象物の立入検査につきましてちょっとご説明だけさせていただきます。

防火対象物の立入検査は、消防法第4条に基づきまして防火体制や火器使用設備、消防用設備等の維持管理について、通常査察または特別査察を実施しており、関係者に査察結果通告書を交付し、通告書の指示指導事項のうち、改修に日時を要する事項につきましては改修計画書の提出を求めています。

また、その後、数回にわたる指導に従わない場合には、行政処分前の警告を発し、その後、行政処分となる命令、許可の取り消し、代執行と違反書類を行う手順となっております。

避難訓練につきましては、消防法及び消防法施行令で防火対象物の防火管理者が消防計画に基づいて実施することとなっております。建物の用途や規模、構造、収容所の状況、勤務人員等の実態に合った訓練が必要となることから、消防では初期消火、通報、避難誘導訓練等の指導を行っております。

特に防火対象物のうち、不特定多数が出入りする店舗などの施設、また災害要援護者がおります福祉施設や病院、幼稚園等には特に厳しい防火指導を行っております。

それからまた、町関係の施設の避難訓練指導状況につきましては、今年度でございませうけれども、法令に基づきまして年に2回以上実施が必要な施設、または年1回以上でよい施設がございませうけれども、全ての施設におきまして避難訓練実施済み、または今年中に実施の予定となっております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） これ、資料請求してからかなり大急ぎというか、一生懸命前向きに計画を立ててやってくれたということで、そういう部分ではこういう内容を質問を出すのもいいのかなと。まさしく予防のための予防ではないのかなというふうに、これ、かなり嫌みを言いながら言っているんですけどね。

それで、そのときにもらったときには、NHKの朝の番組じゃないけど、本当にびっくりぽんみたいだね。特定防火対象物が24施設あるけれども、年に2回以上消防訓練を実施してるのは17施設ですね。それから非特定に関しては19施設があって、年に1回以上してるのは10回と。ですから、これ見ると不幸なことがあると一体責任者はどうなってるのか、日ごろの管理はどうなってますかというふうにありますんで、特に火災の場合、防火責任者はいて、多分、これ消

防長、一回、防火管理者に万一施設の管理上、自分に不作為とか不注意があった場合は、当然、死傷者が出れば掲示事件は追及されますよという。多分そこまでの自覚ないと思いますね。

今後、安易にただ名前だけ書いて張っておきやいいというもんじゃないわけですから、そこは改めてもう一度、やっぱり人の命を預かるそういう施設ですから、これは消防長のほうで職員さんに言って、例え行政であろうが民間の福祉施設であろうが、ちゃんと厳しく、より観察をして、それから当然厳しく警告なり、あるいは改善を求めると。そして、その後には何やかんや言っててもせん場合はやっぱり公表をして、その施設なり、あるいは特に福祉施設の場合は体が悪くてかなり動けない人もいっぱいいるわけですから、そこはやっぱり施設をやってる責任としてちゃんとやってもらうという厳しいふうなほうにすべきやと思いますけど、その辺のより厳しくやるという覚悟はどうですかね、消防長。

○議長（川崎直文君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） 議員仰せのとおり、当然、もしその施設で火災が発生しますと、焼死者出る出んにかかわらず、防火管理者が処罰と申しますか、そういう責任がございます。また、当然、防火管理者並びにその管理者ですね、所有者、管理者もということで両罰規定というのがございまして、当然そういう処分対象になると思います。

永平寺町の町のほうでも、今議員おっしゃったのは昨年の結果でございまして、厳しく指導させていただいていますけれども、今現時点で、例えば無人化のところがございますね。何かあったときにそこを使うとか、そういうところもございますので、そういうところも町の各課にお願いいたしまして、今年中に、いなくてもそういう、例えば何か集会があったときにはそこに必ず町職員がいるという形で、そういう防火管理者をしっかりと、避難訓練を実施するように指導しているところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） これはあと総務課の課長に、いきなり振られてあれかもわからんけど、例えばサンサンホールみたいに正職員いないよね。責任者誰がやっているかどうかわかりませんが、万が一、火災もそうですしね。それから、そういう、これは盗難もあるかもわからんですね。自由に入れるわけですから。そういうときのほうの連絡。例えば火災が発生した場合というのはどういう形で

本町へ伝わるのか、その辺の仕組みとか、何かをちょっとさらっと言っていただければいいと思うんですけど。

○議長（川崎直文君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） サンサンホールの件なんですけど、サンサンホールはアイビックスのほうに入っておりますんで、もしガラスが割れたりとか、火災が発生した場合はアイビックスのほうに連絡が入りまして、こちらのほうへ連絡が入ってくるようになっております。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） もうその程度しかできんもんね。現実にね。

なら、きょうの午前中も永平寺支所の件で、原因わからないということは通らんですけれども、特に人が多く集まるところ、例えばサンサンホールの施設でも図書館結構子どもたちが本借りに来てるんやね。そういうときにはもう町長、それはやっぱり人の命預かるわけですから、専決してもいいんで、防犯カメラやってあんなもん大したことないわけですから。全部は一斉にやれとは言わんけれども、より小さい子どもとか、そういう人たちが集まるところは即設置すると。そんなもんで誰も反対する議員いないでしょう。何でそんなもん専決したんやとかね。それよりも何もしないほうのほうがよっぽど責任が大きいと思いますんで、これもひとつ早急に検討をして、取りつけていただきたいなど。その辺、町長、どうですか。考え方。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） もうおっしゃるとおりだと思っていますので。

ただ、今度の予算決算常任委員会で皆さんにちょっと相談させていただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） もうそれははっきりやりますから予算を認めるという、そういう意味なんでしょう。相談してもらおうというのは。予特で。

○町長（河合永充君） 専決で。

○1番（上坂久則君） 専決でしょう。

やっぱり中身の問題ですから、とにかく早急にやってもらおうと。

それで、これ、防災、これ学校のほうの、大変課長さん忙しいのに避難訓練とか、全ての学校、小学校、中学校全部いただきまして、ああ、やっぱりさすがやなという本当安心感が受けましたよね。だからきっとまた来年の6月でもPTA

総会やったときに、これ昨年の例ですけれども、学校はちゃんとこういうことをやっていますよという。

私も以前子どもたちがいたときって、中身まではわかりませんからね。だからこういうものを1年に一遍ぐらいは、ちょっと紙代かかっても、やっぱりより信頼感を生むのではないのかなという、これは提案ということだね。

こう見ますと、事細かにちゃんと子どもたちにわかりやすく、押したらいかん、それから走ったらいかん、かけたらいかんとかね。何かそういうふうな4文字を使って非常にしっかりとおやりになってるなということだね。私、そういう面では、教育長、やっぱりいい仕事してるなと。それを補佐してる課長もそうかもわかりませんが、めったに褒めることないんでね。本当に安心しました。

消防のこれ、学校関係の、これもほぼ直したんでしょうね。直すところは。ちょっと一回答弁を。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顯浩君） 川治議員さんにもお答えしましたが、室内消火栓につきましては、ホースにつきましてはことしの予算で直しました。それから、軽微な既設の修繕費の中で直せるものについては極力直すようにということで指示をさせていただきます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） ですから、これ学校の管理の問題。何かあるとすぐ本庁へこうして所管のほうでというのありますけれども、緊急性の高いときは校長の判断によって早急に手当てができると。いわゆる購入したりということができるようなね。権限移譲というのは今はそういうふうになっているんですか。どうなんですか。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顯浩君） 各学校に修繕費というようなものが自由に、自由に使えるという言葉は悪いんですが、いろんなとこに対処できるように予算はつけてさせていただきます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） それで安心しました。いや、本当にちゃんとやってるなという。あと公共施設は本当は全部所管の課長さんに聞こうかなと思っていますけれど

ども、前向きにおやりになったということを信頼して、これはちょっと省いておきますわ。

あと、これ提案ですけど、町長ね。水害があったとか地震があったとき、例えば高校とか大学もそうですけど、風水害であつたら家の中がめちゃくちゃになって生活もできないと。まず、住まいのところも確保せなあかん。もう一つは、学校の授業料と生活費とか、これは非常に困ったなんていうことを聞くんですね。ですから、これは、じゃやったから何とかやりますではなくて、今のうちにそういうふうに官舎のみ、目的を持った基金ね。5,000万がいいのか1億がいいのかわかりませんが、必要なければ使わなきゃいいわけですから、そういう基金を創設して、そういうふうなことが発生した場合、ちゃんと資格要件とか、手続等も全部わかりやすく決めて、それで町民により安心をしてもらうと。

まして、これ、授業料なんか払えなかったら学生大変ですから、そういう部分でのことを一度考えたらどうなんかなと。基金つくるつくらはそれは行政の執行者の問題ですけども、そういうふうな検討もどうなんかなという。誰か所管、答えて。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、今ほどさまざまな災害には種類がございます。そういった中でも、やはり多くの方が被災された場合、あるいは本当に個人的な被災された場合という場合がいろいろあるかと思えます。まず、個人的な場合なんかですと、今までにも町営住宅のあいてるところ急遽入っていただくということもさせていただいた経緯はあります。

また、そういった災害に関しての基金というご提案もいただきましたけれども、町にはまず全体的な基金もございますので、それを活用するという手はあろうかと思えます。そのためには、やはり要綱の作成づくりとか、そういったものがまず最初にやらなければならないのかなというふうに思いますし、また罹災証明書を持ってきていただいた場合に、それは当然、それはまた外部の保険との関係等もございますので、そういったものにも即座に対応していきたいというふうに思っておりますし、今ほどご提案いただいたような形の要綱がまず周りも含めて確認をして検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） じゃ、ひとつその要綱もぜひつくっていただいて、やっぱり



安心していただけるような制度づくりを早急にやってほしいと思いますね。

最近、子どもたちの貧困率が6人に1人とか、これは全国で、何か永平寺は6人に1人なんてちょっと信じられないんですけども、地域によってはそれぐらい厳しいところもあるわけですから。

また、何も今の普通の生活してる時はお金が3万でも5万でも大金ですけど何とかなるんですけど、災害というのは通帳はどっかわからんしね。全くわけわからんわけですから、そういうときにさっとお金を出せるようなね。

当然、例えば町内であれば身分確認は区長さんとか、あるいは民生委員さんとか、福祉委員でもいいけれども、そういう人たちの1名以上の証明があった場合は、もう即対応するような、柔軟な安心できるような仕組み設定をぜひお願いしたいなというふうに思いますね。

じゃ、いいですね。じゃ、町長、何か所感があれば。いい？ 別に。

ちゃんとやっていただけるということですね。

ほんなら、一応防災はこれで終わりますわ。

あとは2問目の地域包括支援センター活用という形で、これ、どうなんですかね。課長、今の包括支援センターの現状を見るとそこそこ所管の課長としては合格点がつけれれる内容なのか、その辺の今の現況の判断をひとつ求めます。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 現在、地域包括支援センターにつきましては、職員5名体制で今動いております。この包括支援センター、平成24年度の法改正以来、いろんな業務が求められております。当然、高齢者虐待の相談といったことや、あといわゆる生活相談。

それと、大きく分けまして、今特に求められているのが認知症への対策をどうするかといったこと。今、私の私見となりますけれども、今包括については実際、そのマンパワーを使いましていろんな部門で動いていただいておりますので、100点かと言われるとそこまできかないとしましても、ほぼ合格点に近い状況にあると思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） 珍しいね、合格点がつけれれるなんていうの。

いや、これ、ちょうど議会のきょう見てたら、介護保険制度改正の概要について、これケア会議ですかね。地域段階見ると、29年度までに今の計画を立

てて、またそれから以降第7次ですか。今現状を見てると、ここに書かれているとおり、こんなことを本当にできるのかなってというのがありますね。

例えば24時間の介護体制といたって、当然、これは想定する問題ですからね。じゃ、深夜に行くとだんだん体が重くなってくると、夜中に吸痰が多くなるんやね。朝まで2回とか3回ね。家族会議やると介護やってると本人よりも病気で寝てる人よりも見る人のほうが体参ってまうんやね。私も経験上、それ知っていますけれども。

ですから、そういうふうな体制でいくと、じゃ、民間の事業者に行っても、福井の真ん中とか、そういう対象者が多ければ事業ベースに合うけど、じゃ永平寺で雪降って、そんなもんあちこち飛んでたら、時間的な制約ね。今の介護のを見ると、1カ所からほかのところへ行くときの所要時間なんていうのは全然手当なんか見てませんからね。そうすると、事業的には非常に困難なんですね、これ。

それから、地域のドクターが、じゃ訪問のほうで医療しますよといっても、そういう体制というのは本当にとれるのかなというのがありますよね。

それからもう一つ、国も、県のことは近いから言わんけど、自分たち勝手に作文こいて、あとは実施については市と町村で地域に合った案をつくってくださいという部分で終わってますからね。

私も金曜日、県の長寿課へ電話入れて、県は一体どういうことを考えてて、市、町に対してどういうふうな活動を要請しているのか、あるいは本当にやれるのかと聞いたんですね。相手の職員さんもかなり困っていましたがけれども、別に私困らせるために電話したんじゃないわけですから。

これは特に人と金と物なんでしょうね。こういうシステムの構築ということは。そうすると、これを実際、この計画ですよ、第6次の介護保険計画どおりやるとしたら、今の体制でいけますか。今の社協に委託してる地域包括支援センターで、人員的には。その辺どうなんですか、判断。わからなけりゃわからないでいいですよ。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今ほどの地域包括ケアシステムの構築と言われているものですがけれども、これは地域包括センターが中心、市町も中心になるわけですがけれども、そこいわゆる医療機関、それと介護保険施設で、今ほど言いました在宅医療に関するそういった意思で。

ちょっと永平寺町に今不足してるのが、いわゆる訪問看護と言われている部分

ですね。そうしたものを今国のほうから言われていますのは、一つのサイクルと申しますか、の中でやっていきなさいということで、今、地域包括支援センターそのものが出ていくとかというものではないんですけれども、そこがいわゆる起点となって、こういったこの人はこういう状態。そのためには、逆に言えば、その在宅で医療とか介護を受けられている方の状態像というものがどういうものであるかといったものをやはりある程度把握しておかなきゃいけないと。

今、この地域包括ケアシステムは平成37年度までにつくりなさいというような状況になってございます。今、在宅医療と介護の連携のための協議会とかさせていただいている中で、町のいろんな課題が見えておりますので、そういうのを潰せるとまではいかないかもしれないんですけれども、そういうのをクリアしていきながら、ケアシステム構築に向けて取り組みをさせていただいているというのが現状でございます。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） これ、厳しく言うと課長大変やから私もちょっと言葉を選りながら聞いているんですけどね。例えばの例挙げると、要支援1、2もう一応国は廃止するという方向でしょう。これは、1、2は。あと二、三年以内には。まだそこまで明確になっていないんですか。

例えばそれにしても、じゃ、要支援1、2ということは介護度が重くならないように事前にリハビリをしてもらったりとか、あるいは精神的にも身体的にもお手伝いしながら重くならないようにというのがこの制度ですから、これなくなったときにじゃどうすんのみみたいなね。だからこの辺のデザインを、これは所管の課としてはやっぱりちゃんと3年後、5年後というのはこういう形でやりますと。そのために人、金、物というのはちゃんとこういうふうにやりますということが具体的なデザインをやっぱりつくって、それを委託している社協の包括センターに示さないと、全く丸投げということになるじゃないですか。

じゃ、丸投げから何もせんかって聞いたって、かなりやっぱり忙しそうやもんね。例えば、夜、夕方、ぜひ相談に乗ってくださいとか、そういうのもいっぱい聞いてますから。それから、現状のほうの支援センターの今5人ですかね。5人のそれぞれと本当に日ごろの頑張っている点、それから向こうから見たら改善してほしい点、あるいは要望とか、そういったものも情報収集というのは十分やっていますか、今現在。どうなんですか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 福祉保健課と今地域包括支援センターは連携をとっておりまして、今のお話ですけれども、当然、毎月のように、下手すると週何日というのは必ずうちの担当職員と今包括の職員が連絡をとっておりますので、じゃこれからどうやって進めていくといったことについてもいろいろ話はさせていただいているのが現状でございます。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） それは信用しますけどね。ですから、十分に聞いてしていかんと、やっぱり十分に意思疎通ができてれば、1足す1は3とか5になるんですよ。そうすると、その辺の意思疎通がないですと1足す1は2にならんかったりなんかしますから、その辺のことはを十分、今まで以上にいい情報を取ってほしいなど。また相談に乗ってあげてほしいなと思いますよ。あの人たち何も言わんけどね。

それと、今の現在で例えば介護保険の利用実態、要支援1、2とか、介護度の1、2、3、4、5までありますけれども、年齢別とか、それから性別、それから地域のそういうマップみたいなものって、これは公表しなくてもいいんですよ。個人情報ですから。ただ、そういったものは情報として積み上げしてるのかなって。

例えば要支援の、じゃ、介護から1からいって3いって、それから重くなるのもありますけれども、何年に発生したときの理由はこうだったんやと。その間どういうふうなケアというか、サポートをしてるのかという、それが事前に予防する一つのヒントにもなるんじゃないのかなと思いますけど、その辺のことは全部用意してあるんですか、資料は。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 要支援とか要介護になられる方につきましては、まず認定調査から始めさせていただくというのが原則です。それに基づきまして、いわゆる高齢者の方の状態像、また自立生活のところの部分、それぞれ7項目あるわけですが、それに基づいてまず一次判定をして、最終的には認定審査会で認定される。そこから認定されれば、その方に常にケアマネジャーがついてまいりますので、その方のケアプラン、その方のいわゆるどういったサービスを受けているかというものにつきましては町のほうのシステムの中で全て管理させていただいているのが現状でございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） 一応それぐらいで十分対応してると。対応できてるというふうな判断なんですか、その辺は。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 対応と申しますか、そのお一人お一人様の全てを町が把握してるかというところ、そういったところまではいけてないと思います。ただ、この方がどういった流れで、例えば何年ぐらいに介護1の方が、例えば介護2とか3というところは、極端な話、机上かもしれませんけれども、そういった部分についてはこちらのほうで把握させていただいている状況でございます。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） 一応提案というか、そういう形で受け取ってもらえばいいんですけれども、今のままでいったら、やっぱり人も足らんし、それから地域の中でボランティアとか自治会とか、老人クラブ等、NPOとかって、これももう何年も前から出ていますけれども、まさしくこれ、絵に描いた何とかみたいなもんですね、これね。いや、本当にそういう人はいるんですかという。

県の長寿課のほうは有償ボランティア。費用は別にしてですよ。確かにあっちを見守ってくれ、情報はくれって言っても、車で行きやガソリン代かかるしね。それは1年に一遍ぐらいやったらいいなというけれども、常時、情報を欲しいとなるとやっぱり有償のボランティアの費用。何かボランティアという全部ただでせなあかんみたいになっていますけど、もうそういうのは時代に合っていない。ですから、訪問介護やってる事業さんにでも、やっぱり1件あたり幾らなのか、その辺はまた考えてくれればいいですけれども、軒並みローラー作戦で、特に全員というのは若い人のところはまたどうかもわからんけれども、障がい者を持つてる小さなお子さんの家庭も入れて、高齢者のうちにはちゃんと半年に一遍、最低ね。私は2カ月か3カ月に一遍はローラーすべきやと思うけれども、そういうときにはやっぱりちゃんと費用を払うものだけ払って、より効果的な政策が事前にまずつかむ。それから相談に乗る。それから、また後でちゃんとなった場合でも必ず見守っていくという、そういったものの構築をやっぱり早急にやってほしいなと思うね。

今のままでほったらかしたって全然解決しませんから。別に課長が悪いと言わないですよ。だから、改めてゼロベースにして、困っている人がいるときにどうやって情報を取るのか、そしてお互い関係プレーをしながらどうかという

点、これ改めてやってほしいと思うけど。その辺はどうですか。課長、覚悟は。やるのかやらないのか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今、いわゆる介護を持たない方、例えばひとり暮らし老人の方とか、そういった方も大勢いらっしゃいます。そうした方々一人一人に見守りをしていこうとすれば、当然それだけのマンパワーが必要になってくる。

町といたしましては今考えていますのは、有償ボランティアという話でないですけれども、例えば今後、極端な話、郵便局さんとか、例えば配達業者さんとか、そういった方々との連携をとらせていただいて、例えば郵便受けに荷物がずっとたまっているんやとかいったことがあれば何らかあったらという形で、やはり一般の町民の方もそうですけれども、そうしたいいわゆる宅配関係の方なんかとの連携もこれから図っていききたいなというふうには思っている次第でございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） 県のほうも来年予算措置ができるかどうかわからんけれども、予算措置を伴った、いわゆる有償ボランティアのそういう事業をやりたいという、前向きに検討したいと言ってましたね。それ以上やれなんて言うと、また担当職員怒られるとあかんで。そういうせっかくのチャンスですから、永平寺町真っ先に手を挙げて、ぜひモデル地区は永平寺町やりますと。だから財政措置をくださいよと。これも一つの方法やってね。そうすりゃ、多少多くくれるかもわからん、お金。そうすりゃ、財政的な負担も軽くなる。町民は喜んでもらえる。こんないいことないですよ。町長、一回、その辺真剣に考えてもらえますかね。

ほんなら、2番目の問題はこれで終わりますわ。

あと3番目ですね。ちょっと私の質問のこれ、書き方が悪いんでね。同一作業、同一賃金という、これは最近の賃金に払う考え方が以前と違ってきましたね。今はなるだけ安い時間給というか、報酬で目いっぱいこき使って。最近も二、三日前ですか、求人なんか行くと、ああいうふうなところでさえもブラック企業と全く同じで、給料20万で書いていながら実際は15万であったとか、そういう経過があるんですね。

私は、これ一番大事やから、一回来年から地方創生で新しい事業をやっていきますよね。これ、5年も10年もかけてやるというんじゃないんですね。なるだ

け早く成果を出すと。そうすると、途中から知識とか経験を持った人、これも3年とか5年とかって契約期間を設定して、そのかわり普通の職員の賃金体系から離れて、それはやっぱり能力がある人には多く払うのは当然ですから。私もその辺は給与に関する条例って見たら、これ総務課からもらったものですから。非常勤の職員の給与ってありまして、第19条の3「非常勤の職員の給与は、この条例の規定にかかわらず日額又は月額とし、その額は予算の範囲内において常勤の職員の給与との均衡を考慮して任命権者が定める。」という。ちょっとこの条文がかなり邪魔するのかなという。

でも、最後は「均衡を考慮する」ってなっているわけですから、その能力をどう評価するかというだけの問題ですから。これは条例の中で任命権者ですから、町長が定めるといふうにこれは読めるわけですから、ここはそういうふうな形で、新しい事業やるときには必ず知識と経験が要りますって。その分には、期間を決めて一生懸命払える範囲で払って、そして汗かいて、成果を出してもらおうと。それをすることによって、今まで経験してない職員さんも非常に勉強になるんですね。まさしくマン・ツー・マンでおやりになるわけですから。そうすると、俗に言う町の職員の仕事の進め方と、それから民間でばりばりやっていますと、ちょっと面食らうようなところもあるかもわかりませんが。

またある部分では問題解決とか、それから事業の進捗には私かなり得るものがあるなど。そういうふうな形で、この同一作業、同一賃金で考えてもいいんじゃないのかなっていう、これ提案なんです。来年の創生事業見てどうですかね、考え方。どなたか。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 今ほど議員さんご説明いただいたように、非常勤職員の給与体系についてはそういった形で一般職の職員の給与に関する条例によって定められているところがございますけれども、これは非常勤職員というのは、やはり今議員さんもおっしゃったとおりだと思うんですけども、やはりある一定の専門的要素を持っておられる方もおられれば、通常の非常勤の、すなわち嘱託職員で、今こういう言葉はないんですけど、嘱託員というふうに読みかえておりますけれども、非常勤職員の嘱託員の対応と、また専門的なノウハウを持った方々との違いは当然あってしかるべきだなというふうに思っております。ただ、今のところはそういった格差というものは実際は設けてございません。ただ、子育て支援課、先ほども申し上げましたように、担任手当とか、あるいは保育士の免許

を持っておられる、あるいは調理師の免許を持っておられる方々につきましては、通常の非常勤職員の嘱託員よりは若干高目に設定されていると。そういったものもございます。

しかしながら、最近の、まず一般的な嘱託の非常勤の嘱託員で申し上げますと、かなり永平寺町の役場の職務の内容の中に携わっておられる方が多くおられます。最近では、業務において補佐的な立場から非常に戦力的になってきている職員もいることはもう重々承知しているところでございます。

先ほども長岡議員さんのときに町長も申し上げましたように、やはり給与の体系とか、そういったものを整備をしていかせていただいて、勤務条件に関する改善策というものをできるだけ早く構築していく必要があるのではないかというふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 地方創生の観点から、議会のほうからも専門性を持った職員さんの雇用とか、そういった提案もいただいておりますし、いよいよ来年度から地方まち・ひと・しごとの創生総合戦略に基づいたいろいろな事業の中で、一つまちづくり会社というものを来年、準備の年にしていきたいなと思っております。そのときに、やはりそういった専門性を持った方、社会経験の豊富な方、そういった方々にちょっとお手伝いをいただく。そういったことも今考えておりますので、またご提案させていただきたいと思えます。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） もうこれ、町長、ダイナミックに私はやればよいと思えますよ。特に東京とか大阪とか、ああいうふうなマーケティングもそうですし、人脈の力って、これなかなか効果というか、評価するというのは厳しいんですけども、ただやっぱり大きいところにいると横と横とのつながり、それはすごいいい成果を出すと思えますよ。ですから、思いっきりその人の人間性がよければ、ある程度任せて、いい意味でやってもらうと。

これやると、3年から5年たつと大分違ってきますね、これは。結果的には。ですから、せっかく町長もうなって2年ですから、もう失敗なんてことはないわけですから。失敗ということは諦めた時点で、やめた時点で失敗なんです。やり続ければ成功しますから、それぐらいの覚悟を決めて、必ず成果を出すということで思いっきりやってほしいと思うし、またやってもらわにゃあかんと思えます



よ。

じゃ、ひとつ最後のところに行きますけど、次年度の予算編成って、これも私も二、三回町長の所信を読ませていただいて、それからまち・ひと・しごと創生のこれもしていくと、これはもう大体ここに書いてあるとおりですからね。いかにこれを、事業を誰が責任持って進めるのかと。ですから、所管の課長忙しけりゃ、まだ30代、40代でも元気な人、職員いるわけですから、思い切り任せて、一つの事業をPTみたいな感じで、そのかわり責任持ってやってこいと。

だから、極端に言うたら、前のときも私言うたかな。東京行って、東京の人が、30代ぐらいでいいね、女子職員でも男子でもいいんですけども、その年代に来てほしいという年代と、それから私みたいな者、高齢者が来るのと、交通機関も違うよね。それから、ツアー組んでもツアーの中身違うでしょう。だから、そこはもう思い切って、町長のポケットマネーとは言いませんけれども、公費でとにかく東京のそういう事業屋さんのところ行って、一客として、例えば金沢・福井組んでるパッケージありますから、行ってこいと。それで、自分が体験してやってくると違う視点が見えてきますよ。

だから、そのヒントでことしの秋ぐらいだったかな、長野から学生さん来てましたよね。門前にちょうどいて、私たまに見にいくんですけど。そして若い人に、「どう、お兄さん」って言ったら、「いや、これ真っすぐな道っていいですよ」と。後で何言うのかなと思ったら「ここに真っ黒のハンバーガーがあったら言うことないね」っていう、もう全然感覚が違うね。我々とね。ですら、それぐらい年齢とか団体、個人によって観光なんかの中身も違いますから、ここは思い切り行ってもらおうと、しっかりと報告書を書いてもらう。

自分が一つのプランナーとしてやった場合、受ける永平寺町としてはどういうことが不足しているのか、あるいはよかったのか、そういったことを率直に伝えてもらうと。私はそれが観光の格好いいこと考えてするよりも、そのほうが一番手っ取り早いと思いますよ。だって、2人送ったって金の10万もかからんもんね。1人5万円ずつやから。一度、来年実施してほしいと思うけどね。

これは一つの提案として、きょうはちょっと時間が余るような形で終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川崎直文君） 次に、4番、朝井君の質問を許します。

4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 4番、朝井です。通告によりまして、3問お願いいたします。

まず最初に、1番に、子どもの貧困対策、待機児童の解消、認定こども園についてお伺いいたします。

子どもの貧困対策を総合的に推進する大綱策定を自治体に支援策を促す子どもの貧困対策推進法が13年の6月に行われております。それに伴いまして、生活が苦しく、勉強がしたくてもできず、希望の仕事もつけないという貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもが将来に希望を持てる社会にすべきということでございます。ひとり親世帯の自立への経済的な支援と児童扶養手当の補充など、貧困家庭の子どもの学習支援、食事支援などは町としていかがでしょうか、お聞きいたします。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今ほどの子どもの貧困対策ということでございますけれども、ここに今議員がおっしゃった児童扶養手当制度というものがまず一つございます。これは申請される方の所得とか、あと扶養義務者、例えば親御さんと住んでおられれば、親御さんが扶養親族者になるんですけれども、そういった所得とかによりまして決定されるものでございます。

全額支給もしくは一部支給というのがあるんですけれども、全額支給される場合には月額4万2,000円、お子様が2人いる場合には4万7,000円が支給されるというものでございます。

この制度は、今手当の支給は町が行っているものではなく、国がいわゆる社会状況等を勘案して毎年のように金額を変えて支給させていただいているというものでございまして、町独自でそれを拡充ということはなかなかできないかなというふうに考えてございます。

それと、貧困家庭というところでございますけれども、幸いにも永平寺町には生活保護世帯の中に児童を含むという世帯はございません。ただ、その貧困家庭という線引きへの難しさ。例えばたくさん収入があってもローンを抱えているとかいうケースもございます。

ただ、そうした場合でも、いわゆる準要保護認定というものがございまして、これは小学校のほうのやつなんですけれども、そういった方につきましては就学援助支給とかいう制度もございます。また、永平寺町は今給食の無償化もさせていただいているという中で、食事の面でも支援をしているんでないかと考えてい

ます。

それと、これは県の事業でございますが、ひとり親世帯の児童に対して学習教室などの実施もしていますので、こうしたあっせんもさせていただいているというのが現状かなと考えてございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） ありがとうございます。

続いて、待機児童の解消へ、認定こども園。

町では待機児童は今現在ないということを聞いておりますが、子ども・子育て支援制度の中に認定こども園の拡充を初め、地域で総合的な子育て支援体制を整備することになっていると思います。子ども・子育て支援制度が4月からスタートしていますが、本町ではどうか。

認定こども園といいますのは、幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設で、保育所は厚生労働省、幼稚園は文部科学省とそれぞれの主管が違いまして、手続きが煩雑でなかなか難しいと思われませんが、この認定こども園の増加を図るとともに、需要の多い3歳未満の保育について、保育ママなど少人数保育を地域型保育事業の対象として幼稚園や保育所、認定こども園の職員1人当たりの子どもの人数の基準を改善していただいて、例えば3歳児の場合、これまで20人から15人と目が届くようになるようにしていただくとか、小学校に上がると保育所は利用できないし、放課後児童クラブも夕方までということになっております。そしてまた、共稼ぎの家庭では子育ての仕事の両立もなかなか難しいということで、放課後子ども総合プランを策定し、午後6時半以降も開いている放課後児童クラブについて必要な費用を町が支援することはどうかということでございます。

それから、体験活動などを行う放課後子ども教室を放課後児童クラブと一体化して連携したりして実施するのはどうか。親の急な用事の際に利用できる一時預かりや、訪問産前産後の相談やケアのコーディネートを行う機能を持たせてはどうか、伺いたいします。

○議長（川崎直文君） 副町長。

○副町長（平野信二君） 昨年からは子ども・子育て支援制度が施行されまして、全国的に認定こども園が普及しているようでございますが、議員ご指摘の永平寺町におきましては以前より幼稚園、保育所を統合し、幼保一元化として認定こども園と同等、またそれ以上のサービスを行っているところでございます。

それから、待機児童につきましては、本町待機児童ゼロでございますが、地区によっては3歳未満児の需要がふえているのが現状でございます。今後におきましても町全体で受け皿を確保し、保護者の皆様に安心してお預けいただけるよう充実をしていきたいと思っております。

それからその他、病児・病後児保育につきましては、既に指定医療機関での対応をしております。また、保健師によります赤ちゃん訪問も実施をさせていただいております。

また、一時預かりにおきましても委託業者にて一時預かり、保育事業をより一層充実させていくつもりでございますので、よろしく願いいたします。

それから、放課後児童クラブにつきましては、現在、小学校区ごとの7カ所、午後6時までということで預かっております。議員さんおっしゃるように、社会情勢の変化、また子育て環境の多様化により、保護者のニーズも高まってきておりますので、その辺今後とも子育て支援の一環として放課後児童クラブのより一層の充実を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） ありがとうございます。

では、2番目に移ります。地域防災力の向上について、災害発生の際の避難所、福祉避難所についてお伺いいたします。

福祉避難所についてですが、福祉避難所というのがどういうものかご存じの方いらっしゃいますか、お聞きします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、福祉避難所でございますけれども、これにつきましては、まず災害が発生した場合に、これは地区内で決められた一時避難所にまず避難していただくということが前提になります。その後、緊急指定の避難場所、これは防災ブロックの8ブロックに分かれております小中学校のグラウンド、ここで皆さんに集まっていただいて、そこから福祉避難所あるいは広域避難所に分かれていくというふうな形になってございます。

どれだけご存じかどうかということでございますけれども、福祉避難所につきましては、まず自主防災連絡協議会のほうの8ブロックに1カ所ずつ配置決めをしております。

ちなみに申し上げますと、老人福祉センター永寿苑、それと吉野保育園と志比

保育園以外の保育園、この保育園が福祉避難所になってございます。

ただ、福祉避難所につきましては、やはりさまざまな問題がございます。これは、例えば多機能のトイレがあるかどうかとか、こういったものについてはなかなか整備がされていないところもございます。そういった面ではちょっと皆様にそういう点ではご迷惑をおかけする場合がございます。

もう一点は、保育園が多くなっているというのは、また小さい子どもさんが使われるというようなことで段差等も小さく、低くなっておりますし、優しいつくり方、これは当然バリアフリー化にもつながるわけですけど、そういった面で一応福祉避難所につきましてはそういった保育園を指定をさせていただいているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） この福祉避難所というのはどういうものかというので私も調べさせていただいて、全国では8割方知らないんですね。自分の住んでいる地域にどこにあるかは今総務課長も言われたんですけども、知らないという人が多いんですね。

この福祉避難所の存在すら知らない人が多い。例えば東日本大震災において6割方が避難に行かなかった。3割の人が整備、環境の問題から避難所で生活できないと思ったから行かなかったと。例えば多機能トイレとか、障がい者に配慮したそういったものがない。例えば体の不自由な方、そして在宅において医療を受けているお方とか、目の悪い人、耳の聞こえない人たくさんおられますが、その人が行った場合に、施設というのが整備がされていない。

例えば前にも避難訓練でなしに避難がありまして、去年ですか、そういったときに中学校へ行ったら。だけど寝るところもない、座るところもない。板の間ですから、冷たくて寝られない、座れない。そのときに体操のマットを敷いていただいて、そこで寝たということもあります。

それで、福祉避難所とは高齢者とか障がい者の方が避難所において医療支援や介護が受けられるような配置をしていただきたい。なかなか今言われるように難しいと思いますが、手すりロープやら、バリアフリーになっているとか、車椅子があるとか、それからこの間防災訓練の中に箱型のベッドとか、いろんな形があると思いますが、それなどをできる限りの設備をしていただきたいと思っております。その点に関して行政としてやっていただきたいと思っております。

そして、この間起きました鬼怒川の堤防におきましても、浸水想定区域、この件に関しては町はどこどこがそういうことに指定されておるか、お聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず最初に、福祉避難所の広報の件について、前段の部分で議員さんおっしゃっていたので、そちらのほうから私のほうからお答えさせていただきます。

まず、福祉避難所の周知につきましては、これはいろいろな形でホームページも当然ですし、それと防災のハザードマップなんかにも書かれております。それと、生活安全室としては、ここ近年力を入れてまいりました自主防災組織のほうですね。これは各地域の方々から来てくださいというような要望、要請がありまして、そちらのほうに講習会や防災訓練の際に出向しながら、地元の区民の皆様には福祉避難所の場所とか、一時避難所の場所とか、そういった広域避難所の場所とかを皆様にお知らせしながら、スムーズな避難誘導ができるよう、地域の皆様にもお知らせしているところでございます。

そういった観点から、今後も先ほども申しましたように、多機能のトイレの設置とか、あるいはなかなかそういったものにまで保育園の場所にそれをつける、あるいはほかの施設にそういったものもつけるというようなことがなかなか課題が多い部分もございます。しかしながら、先ほど議員さんもおっしゃったように、バリアフリー化、これはやはり早急に整えられるところについてはやっていきたいと。

今の現在の8カ所のうち、6カ所はバリアフリー化が整備されているというような現在の状況でございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 浸水想定区域につきましてはですけども、まず洪水予報河川や水位周知河川につきましては、被害の軽減を図るために河川整備の計画法により河川がはんらんした場合に浸水が想定される区域を国土交通大臣、県知事が指定しているということでございます。

永平寺町におきましては、洪水予報河川は九頭竜川、水位周知河川につきましては九頭竜川と荒川ということで、両河川の流域について浸水想定区域を想定しております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 町では、地域防災計画に基づいて避難場所や避難経路を示すハザードマップをつくり、住民の周知に努め、掲示板の活用やインターネットによる公表など多様な方法で周知を取り組んでおられますが、インターネットを利用できない高齢者などに対して印刷物などを配布されておりますが、いまだなかなか周知されておられません。町としてどこまで住民に対して周知されるのか。

また、先ほども総務課長言われましたが、町では自主防災連絡協議会の組織ができましたが、その自主防災委員にとってもいまだに徹底されていない。災害が発生した場合に、避難場所がどこにあるのか。例えばその避難の種類にもよります。地震とか災害、いろんな種類によりますが。例えば災害のときにはここだけ、地震の場合はここだと。ここなら絶対安心だという地域の皆さんにお示しをいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 一部はちょっと繰り返しになりますけれども、まず地震であればどこが大丈夫かというより広域な部分ございますので、例えば土砂災害等につきましてはやはり危険な場所あるいは安全な場所というような区分けというものができてくるかと思えます。

やはり地震の場合は広域的な部分がございますので、どこが安心で安全かというとなかなか難しい。ただ、耐震化のされているものとか、そういったものに制約されてくる場合がございます。

ただ、先ほども申しましたように、自主防災組織のリーダーの方々につきましては、本当にここのリーダー研修会の中でも120名が参加していただくというような、本当にリーダーみずからがしっかりと防災の意識向上に努めてもらっております。今までの自主防災組織とはもう全然違った形で、非常に自分たちの手で、自分たちの地域を守ろうという意識の芽生えが非常に大きくなってまいっております。非常に町当局としては本当にありがたいことだと思っております。

今後は、先ほども申しましたとおり、そういった地域のリーダーの皆さんに、まず毎年こういった講習会を広げていただいて、地域の皆さんのリーダーとなっていて、未然に災害を防いでいただいたり、あるいは助けていただくというような、公助の限界ということもございますので、自助と共助の観点の中からしっかりと地域を守っていただくような形にしていきたいというふうに思ってお

ります。

以上です。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） ありがとうございます。

では、最後に、高齢者の認知症について、高齢者の運転免許、認知症を理解していただくためにお話しさせていただきます。

皆さんもご存じのとおり、高齢ドライバーによる高速道路の逆走は社会的な問題となっております。今回、改正道路交通法では認知症の早期発見の事故を防ぐためにできた法律でございます。地方に住む高齢者にとって、買い物や通院など生活に乗用車が欠かせません。運営の強化と引きかえに、公共交通機関や移動サービスの充実などが求められていますが、高齢者が運転しなくても暮らしやすい社会を築くためにも、各地の自治体においてこうした実例を参考にいただきまして、地域の事情に合わせて交通体系をつくることが求められております。

認知症と診断された場合、免許証の取り消しか停止になります。また、認知症の可能性があると判断された人のみでございますが、そしてまた運転免許の自主返納された方のみ、町として買い物や通院する高齢者、認知症、障がい者に対してコミュニティバス、支援タクシーの利用をした場合に町の補助をすることはできないのか、お伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 現在、福祉保健課のほうでこうした外出に伴う助成制度といたしましては外出支援制度という制度を設けてございます。これは要介護認定、要支援の方でも結構ですけれども、認定を持っておられる方、もしくは75歳以上の高齢者の方に対して助成をさせていただいております。

それで、もともとこの事業、要支援、要介護だけを対象とさせていただいておりましたが、平成21年度から、いわゆる免許の自主返納というふうなこともございまして、21年度からは枠を75歳以上の方にも広げてございます。

ですので、認知症と判断されれば、当然、要介護等がつくことも考えられます。そうした方もご利用できますので、そうした制度をご利用していただきたいな。

また、障がいの場合ですと障がいタクシー補助ということでタクシーの基本料金の部分、月2回なんですけれども、補助する制度もございます。こうしたことを活用していただきたいなというふうに思っております。

以上です。



○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） じゃ、今言われているのは認知症とか高齢者、いろんな問題で補助をしているということでございますが、運転免許証の自主返納についてはどうお考えでしょうか。補助はお願いできないかということなんですけど。

○議長（川崎直文君） ただいまの質問に対して答弁をお願いします。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 支援タクシーの場合は今述べさせていただきました。また、当然、コミュニティバスにつきましては高齢者無料となっている状況だと思えます。

それと、その自主返納された場合の補助というのはどういった意味合いか、ちょっとだけ、済みません、もう一度お願いできますでしょうか。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） いや、これは例えば80になったし、まだ運転はできるんだけど、家族の方が免許証を返せと。そういった場合に、高齢者として医療のどこへ行きたいとか、買い物に行きたいというときに、運転はできるんですけどね。自分も年いったから返納したという場合ですよ。それもお願いできたらと。

今言われてる補助は、認知症とか高齢者のいろんな年齢ですから。でも、いけるんでね。返納の場合でもいけるんですね。できるんですね。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 先ほども述べましたように、75歳以上の方であればこうした外出支援が使えますので、ぜひそれをお願いしたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 済みません。間違いしました。

次に、認知症や高齢者が介護する家族の集まる会合ですね。カフェはどうかということでございますが、今、認知症というのは年いった方ばかりじゃございません。50代、60代の方でも認知症になったり、仕事をやめて行くところがないという現状でございます。

それで、こういった施設というんですか、カフェをつくっていけば、そこに仲間がいる。そして一人で悩まなくていいということやら、飲み食いをしながら歌やゲーム、体操をして気分転換を図れると思いますのですが、町としてこういった支援をしていただいて広げていっていただければいいかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 現在、認知症カフェというのは全国において見られてきて、運営形態とか、また開催頻度、活動場所といったものはさまざまなやり方をされてございます。

厚生労働省が平成24年6月に認知症施策推進5カ年計画、いわゆるオレンジプラン計画というのもやっております。この中で、いわゆる認知症の人やその家族の方に対する支援としまして認知症カフェの推進といった項目も実は盛り込まれております。こうしたことを受けまして、平成25年以降、認知症カフェを行っているところがふえてきてございます。

認知症カフェと申しますのは、本人のみならず、家族、また地域の住民の方や専門職といった方が参加できて集う場として役割を果たしてございまして、県内にも徐々にそういった場所ができてございまして、福井市におきましても今現在、6カ所認知症カフェというのも実施している状況です。

永平寺町といたしましても、こうした認知症対策の中でこの認知症カフェというもの、支援の方法はさまざまかもしれないんですけども、一応来年度以降におきましてこうしたものに対する支援策を立てていきたいなというふうに実は思っているところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） ありがとうございます。

最後に、先ほど言い忘れたというわけでないですが、高齢者の認知症というわけですけども、今、福井県警では7月から運転に不安を持つ高齢者、ドライバーにつきましてドライブレコーダーを無償で貸し出してございます。この年齢的にいいますと75歳以上に希望するドライバーに対して乗用車に取りつけたりして、運転の指導をする取り組みを努めているところでありますが、これをお知らせして、最後といたします。

どうもありがとうございました。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩いたします。3時35分から再開いたします。

（午後 3時22分 休憩）

---

（午後 3時35分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、17番、多田君の質問を許します。

17番、多田君。

○17番（多田憲治君） それでは、私のほうから、今回2点、通告に従いましてご質問をさせていただきます。

初めに、ミラノ万博での禅の反響を将来の町にどう生かすか。

これはことしの5月から10月に開催されたイタリアでのミラノ万博で、マスコミでは日本館、特に後半の福井県の禅と食コーナーでは外国人の注目を浴び、入場は8時間待ちとまで報道されておりました。将来の町の構想を描くため、町長みずから出向いて禅の反響を自分の目で確かめたかと思えます。

伝統芸能、巧みのわざ、懐石料理、いろんな分野で人気があったと聞いておりますが、禅と食についての外国人の注目に対し、住民の意識改革も改めることも含め、行政のなすべき役割、インバウンド施策に何が足りないと思われるのか、まず町長にお聞きをいたします。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 10月24日から27日の4日間、イタリアミラノ万博博覧会において「禅（ZEN）と精進料理の福井」というテーマでアピールしてまいりました。今回、二十幾つかの自治体がこの出展をしたんですが、一番人出が多かったイベントとなったようでございます。

今回参加したことで感じましたことが、ヨーロッパの人、本当にこの禅について物すごく関心があるということがわかりました。フランスの方は、もうそういう「禅（ZEN）」という言葉が日本的とか、日本的に格好いいとか、クールとかという意味で日常会話でも「禅（ZEN）」という言葉が使われていたり、ドイツの方、これはちょっと会場に訪れた方でしたが、もう福井の永平寺へ行きたい。「福井」という言葉がPRする前からもう出てきたということで、思っていたよりも関心が高い。

もう一つは、このインバウンドを進めていく中で、やはり禅（ZEN）という発信は、禅文化の発信というのは的を射ているのかなという自信にもつながりました。

今回、門前の開発を進めていく中で、今回のこのミラノ博での出展というのは、永平寺町にとっても大きな投資になったと実感しております。

ただ、今回、今議員おっしゃるとおり、何が足りないのか。これも私ずっと考えている中で、やはり町民の皆様が自分たちの町には世界の皆さんが関心を持つ

ている禅（ZEN）のカルチャーの発祥の一つだという、そういった認識、まだ関心が薄いのかなと思われるところもありまして、町の人にこういったすばらしさを伝えていくことが今一番大事かなと思っております。

○議長（川崎直文君） 17番、多田君。

○17番（多田憲治君） 今回の予算でも計上されておりますが、観光情報などをスマートフォンとかタブレット映像で映すと、そういうような計画を出されておりますが、これについて何を映して、何を訴えるのか。

これは去年ですか、ことしの7月から、あわら市は北陸新幹線が開通するまで、このあわら温泉の宿泊の目的もあります。毎日、金沢からあわらまで無料バスを出している、こういうことがされております。ならば、福井駅開通まであと5年間、宿泊者に限り、旅館業者と、また勝山市は恐竜もありますので、勝山市、永平寺町が協働で、あわら市から無料バスを出すのも一つの活性化策ではないかと思えます。

当面、3年後の国体開催、また5年後の東京オリンピックを目指して、ソフト面で今取り組むことは何をすべきと思われるのか、これも町長に再度お考えをお聞きします。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、今回の予算で上げていますARとあわせてWi-FiのエリアWi-Fi、門前のところにWi-Fiを整備しまして、歩きながらWi-Fi、スマートフォンがつながれるような環境にしていきたいと思えます。

これは私、イタリアでボッコーニ大学というところの観光の教授等にお話を聞く機会をいただきまして、知事と一緒にいったんですけど、その中でやはり、もちろん冊子とか看板とかというのは大事ですけど、今の観光、特にヨーロッパの人はスマートフォンを持って、そこでここは今どこだとか、GPSで歩いていたりして、もう案内がわりに使うというので、そういった整備が大切ですよということも教わりました。

今回のAR、例えば門前だけではなく、吉峰寺とか全て、永平寺町の川とか、そういった写真を登録しまして説明を入れることによって、とりあえずは英語と中国語と日本語で文字と音声で案内をしてくれるという仕組みも入りますし、もう一つ、これは観光だけじゃなしに、例えば災害が来たときにGPSでここにいるのがわかりますのでこちらへ逃げてくださいという情報も流すこともできます。

今回、ARにつきましては、観光の面もありますけど、町民の皆さんにも親しくスマートフォンを利用したそういった情報発信とした位置づけでも使っていたらどうかと思っております。

もう一つは、次、国体に向けてなんですけど、今、パンフレットも皆さん今手元にありますけど、もう少しコンパクトなものを、例えば金沢のホテルとか、福井県内のホテル、永平寺町に来る方だけじゃなしに、嶺北とか、福井県に来る方はぜひ永平寺を訪れてほしいという意味も込めまして、宿泊所にそういった、こういう小さいやつを置いていきたいと思っております。そのパンフレットの中には永平寺と福井駅とそれだけじゃなしに、例えば金沢でしたら金沢からどういふふうな経路で永平寺へ来れるのかとか、そういったのを何か入れられればいいなと思っております。

いずれにしても、先ほども答弁しましたが、観光物産協会、来年度から観光物産協会の充実を図っていきまして、そういった観光につきましてはどんどんどんどん、来年すぐにはと言いませんが、何年かすり合わせをして、行政とすり合わせをしていながら、観光物産協会にどんどんどんどん活躍していただくかなというふうなことも今考えています。

○議長（川崎直文君） 17番、多田君。

○17番（多田憲治君） 町長のほうからソフト面でいろいろとご説明があったわけですが、何か一つ私はメインが足りない。せっかくこういう今のスマートフォン、タブレットのその映像をするのならば、やはりそれに一つの食とか、そういう食べ物を、今の門前の商店街でもいいですが、そういう観光物産と提携して、あわらでは某旅館では精進料理という形で宿泊者にそういうサービスもしているのなら、やはり禅の懐石を食べるには永平寺町内のどこでそういうものを食べられるのかとか、先ほど永平寺さんはどっちかというところと雲水さんの修行する場であって、観光の場でない。ちょっと先ほどもうそういう某議員の質問に対して答弁されておりましたが、私はやはり行政でできる範囲内をいかにして進めるかというのが、私、課題かと思うわけですので、この食と。今、町内には天谷調理製菓学園もおられますし、本当に恵まれた環境の中で、この食というものをもう少しアピールして、そうすれば地域の活性化にもつながりますので。

ただ、永平寺の参拝客がふえただけでは、一時、商工観光課長も申しましたが、観光客に1人大体800円ぐらいお金の使うとか、そういうことばっかり先へ行きますと、この禅の里のアピールが逆に金もうけにひとつ入ってしまい

ますので、私はやはり先ほど町長がイタリアへ行っているのを見てきた中で、禅というこういう福井の名前まで出ているのなら、そういう町、また県挙げてそういうアピールを訴えられたら、私は非常にいいんじゃないかと。

また、先ほども言いましたとおり、私たちは同じこういう町内で住む者は、どっちかという井戸の中のカワズでございますので、禅というよさが余りわからないわけでございますので、それに対してやはりこういう改革、こういう形で外国人のおもてなしをしようという。国体、オリンピックもあります、そういう対応ということも住民に。

ただ、今の国体ですと農林課を通じて何か花壇をつくったらどうやとあって、そういうことだけじゃなしに、そういう真から禅の町をアピールするには、私は何か一つ町民挙げてそういう活動といいますか、そういうことも私必要じゃないかと思っておりますので、ちょっと再度、町長、お願いします。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 言葉足らずで申しわけありませんでした。このスマートフォンのARにつきましては、例えば地域の祭りとか、食べ物とか、そういった映像とか写真を載せまして、訪れた人、また町内の人皆さんが映像とか、写真とか、また説明つきで見れるようになっていきます。

そしてもう一つは、観光ボランティアガイドの皆さんが来年、観光ボランティアガイドの北陸大会をここの永平寺で開催したいということで、町としても全面的に応援させていただいて、その北陸大会を契機に、ボランティアガイドの充実とか、またボランティアガイドさんの中国語講座とか英語講座とか、そういったのが公民館活動と交えて広がりを見せていけるような展開も考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（川崎直文君） 17番、多田君。

○17番（多田憲治君） 本当に町長、今大きいそういう計画の中でいろいろと考えておられるという形でございます。ひとつ来年の当初予算にはぜひともそういう予算化をひとつお願いをしたいと、このように考えております。

続きまして、2点目でございます。今、この上志比支所を取り壊す、急ぐ理由とはという形でご質問をさせていただきます。

永平寺町も合併して10年を迎え、はや来年早々記念行事も検討されていると思いますが、何か素直に喜べないのが、これは私だけでしょうかと思うわけでございます。今、上志比地区では何かにつけ話題になっております42年しか経過

していない上志比支所取り壊し問題についてであります。

また、この支所の利用数も本町まで遠路のため、合併前にして利用者も多く、公民館活動も盛んに順調に実は育んでいるところでございます。

国は一昨年、地方の人口増を狙いに、地方創生戦略の一環として、合併時のスリム化推進、合併のときには早くこの10年のうちに町の見合う職員数にせい。その地方交付税も人口に見合う交付税に下げるから、10年間は3つの町村のそういう合併特例債の合計を上げるという、どっちかというスリム化推進から一転して支所存続、市町村にはこの合併10年後の交付税削減の緩和策。これはご承知かと思うんですが、支所のあるところについてはそんなに交付税を削減しませんよと、こういうところも打ち出していまして、上志比支所には一昨年、約400万円をかけてトイレとか障がい者トイレも実は常設した矢先、取り壊し問題が急に提示されまして驚いているところでもあります。

私も現役時代でございますが、合併時に行政改革で職員数がかなり削減しなければならぬ事態ならば、支所自体の廃止もやむを得ないなど、そういう形で自覚をしていたわけでございますが、特別古い建物でなければ地域の活動の場として残すのが世の一般事例ではないかと思えます。

町内においても、田舎、いわゆる僻地対策、農業にしましても若者で農地を守る施策、また学校においても児童生徒が激減している中、僻地のこの門扉を広げるのが今の国の施策、また我々に課せられた課題でもあります。

県下17市町においても、あわら市だけが旧役場を壊さず、保育園または放課後児童クラブに開放しておりますが、ほかの市町は現状維持で総合支所、また公民館などに活動の場として広く利用されております。

きょうは本当に地域住民も関心を持って行政の考えを聞いているかと思えます。改めて、今、上志比支所を取り壊すのが急ぐなのか、その理由をまずお聞きをいたします。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 先日の全協でお示しいたしました公共施設再編計画の最終報告という形でお示しをいたしましたけれども、そこでは現施設を取り壊した後、支所機能を新築すると。そして、公民館機能につきましては商工会上志比支所の譲渡を受け、移転をするというような考え方といたしますか、方向性を出させていただきました。

この主な理由といたしましては、現施設を耐震化するより新築したほうが施設

を長期的に活用ができるということ。それから、公民館を単独施設とすることにより、より住民の主体的な活動が期待できること。そして、維持管理経費が抑えられるというような点。そういったことから、このような方向性を出させていたいただいたわけでございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 17番、多田君。

○17番（多田憲治君） 今の財政課長の答弁にもありましたとおり、11月の末に議会に提示されました公民館活動を上志比の商工会館の建物を巻き込んで現在の場所に、82坪。82坪といいますと大体今の役所の1階の3分の1ぐらいの平家を建てて、1億6,000万余りの計画が出ておまして、今の建物を耐震、また内装を整備しても1億2,000万ぐらいでできるわけでございます。

今後の商工会館の、これは商工会館となりますと私が今言うその話がどこまで進んでいるかわかりませんが、やはりこの商工会館も地面はこれ年貢でございまして、そういう商工会館の維持管理も考えないで、支所取り壊し費用と平家の建設は、行政はただ合併特例債を使えろとしか考えていないように私、思うわけでございます。

この同報無線も今デジタルに更新しようかという、そういう計画の中で、あえて現施設の移転費の1,000万円、またこのほかアナログのアンテナの新設工事、またこの間12月5日の日には1分団の消防車も更新されましたが、来年4月からは上志比の消防分署が実はなくなり、上志比1、2分団の消防団の充実を図るため、詰所も今後計画があるかと思うが、これらを合同で現在の消防車庫をそのまま使えば、私は非常に経費の節減になるのではないかと思います。その辺についてご所見を賜りたいと思います。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 今話題にも出ました防災行政無線のデジタル化というのは、これは将来どうしてもやらなければいけないというような認識をしておりまして、さきにもお示ししましたとおり、支所の解体等の前に、このデジタル化をまず進めたいというふうに考えております。ですから、このデジタル化の後に支所の解体、新築というふうに考えてございます。

今、合併特例債の話も出ました。支所の整備につきましては、おっしゃるように合併特例債の活用を考えております。したがって、合併特例債活用の延長期間であります平成32年度までには行いたいというふうに考えております。



ただ、合併特例債を活用したいので急いで取り壊すということではなく、仮に現施設の耐震化工事を行うにしましても合併特例債を考えておりますので、合併特例債借入れが取り壊しの理由ということにはしておりません。

それから、上志比支所の整備については多額の経費が必要となりますので、交付税措置のあります合併特例債の活用は有効であると考えております。

それから、消防団車庫についてもでございますが、これにつきましては現施設を使用するということでございますが、第1分団、そして第2分団の車庫を設置するスペースという意味では、現スペースではちょっと確保できないということでございます。かえって支所を新築することにより、車庫のスペースを確保できるのではないかとこのように考えております。

今回の支所新築につきましては、上志比地区にとって支所機能は重要な地域拠点であるということでございますので、施設を長期的に活用できること。それから、先ほど言いましたように、公民館機能が単独施設となり、住民の皆様気軽に利用していただき、地域活性化の中心的施設として期待ができること。そして、消防団車庫等の整備スペースが確保できるなど、上志比地区住民にとって有益であると判断をさせていただきましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（川崎直文君） 17番、多田君。

○17番（多田憲治君） 耐震工事については今までも消防庁舎の本署の問題につきましてもいろんな形で建てかえをしたらいんでないかと、こういうようないろんな議員の意見もありましたが、やはり耐震することによってあと30年、40年のそういう建物が継続できるというような形で、この松岡の本町につきましてももう本当に五十五、六年、七年の経過をしておりますが、やはりこういう耐震をして残すという形になってきました。私もつくづく上志比の支所を外で眺める場合に、本当にまだそんなに、松岡の今回の公民館も今耐震するそうでございますが、それに比べりゃ本当にまだきれいで中に入っても本当に立派で、私はその辺の町長のそういう考えがなかなか理解できないわけでございます。

それから、先ほどから維持管理の問題でもありましたが、やはり維持管理につきましても、これは年貢もそういう下水道、水道とか電気料も入れても年間約400万ぐらいのそういう、それは今の消防の分署も職員も入ってそれだけの金額でございますが、そういう特別今言うお金がかかるというような施設でも私はないと思うわけでございます。町長も今回こういうような形で提示をされたと。

先ほどの同僚議員のほうから上志比の支所問題についてはいろいろと各種団体でもお話をしてきたというような財政課長の答弁もありましたが、これは地元がそういう形でこういう話があるからどうなっていますかというお話をしたわけで、町自体が今まで一度も町民に、実はこういう上志比の取り壊し問題をこのように進めたいというようなお話は今までも一回もなかったわけでございます。

そういった形で、今回、計画につきましては大体29年ごろからというような、この間の11月末の書類ではなっておりますが、ぜひともこの辺、住民と本当にお話をよくしてこれを進めていきたいと。私は、あくまでもこの建物につきましては残すという形で私は考えておりますが、これは私の一意見でございますので、これは私の言うとおりにせいと、そういうようなことじゃございませんので、やはりその辺、地域住民の声を十分ひとつ聞き入れて対応を願いたいと、このように思います。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） おっしゃるとおり、これまでのお話といいますのは、お示ししました3つの案という形でご説明をさせていただいてきました。そういった中で、今回お示した最終報告という形で町の考え方というものを一本化といえますか、まとめてご提示をさせていただきました。

先ほども答弁しましたように、今後、この案をもって住民の皆様のご理解をいただけますよう説明等に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○17番（多田憲治君） これで私の質問を終わります。

○議長（川崎直文君） 次に、13番、奥野君の質問を許します。

13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） 13番、奥野です。一般質問をお願いいたします。

質問通告書でちょっと項目が多くございましたが、5項目を質問させていただきます。

まず最初に、永平寺町ふるさと納税の現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

それから、先ほど同僚議員の質問にもありましたけれども、除雪体制ですが、私は通学路歩道の除雪体制についてお伺いをいたします。

それから、町は住宅の耐震化に助成金を出しておりますが、その中身と成果、それから今後の課題とございますか、目標ですね。数値目標等々ありましたらお示

しをいただきたいと思います。

次に、今ほど先輩議員からの質問がありましたが、人口減少が進む現状の社会の中で、公共施設再編の方向性、課題といいますか、個別の建物あるいは施設についての見解じゃなくして、全体としての考えをお伺いしたいと思います。

それから4つ目に、有害鳥獣が今現在ふえて、農林水産省のまとめでは全国では被害額が200億円とも言われています。我が町の現状はどうなのか。自然との共生ということで、一時、鹿なんかの保護、捕獲の研修もありましたが、現状は温暖化等々もあって有害鳥獣がふえております。

それから、過疎の進行といいますか、山間部での人口減。昔は耕作されていた田畑が草が生えてのえさになって有害鳥獣がふえているというのが現状ではないかというふうに考えます。そこで、農林課としてはどういうふうにこの対策、それから効果的に駆除の成果を上げるためにはどうすべきかというふうに考えているかをお伺いしたいと思います。

それから最後に、皆さんのお手元に資料、観光マップを、行政がつくっている観光マップと、それから門前観光協会と、もう1種類が観光物産協会のものがございまして、それらを見比べていただきながら、後ほど質問をさせていただきたいと思います。

では、まず第1点でございますけれども、永平寺町ふるさと納税が装いも新たにしましてことしの9月からですか、大変なお忙しく、商工会等々とJAさんとか打ち合わせをしていただきまして新しくスタートしました。今現在、我が永平寺町のふるさと納税の件数といいますか、成果はどういうようなものか、お伺いします。

先般、新聞でも報道されておりますけれども、北陸三県では上期のふるさと納税は前年同期比の3.6倍。それから、全国的には前年同期比、上期ですね、4.9では3.9倍。それから、とりわけ福井市新聞でも報道されましたが、あわら市は昨年は月10万から20万ペースやったと。ところが、ことし9月から装いも新たに新ふるさと納税制度をスタートさせましたら、9月は130万、それから10月は240万、11月は途中経過で26日までに1,350万のふるさと納税が集まったということで、年度当初は推定、予想していたのが1,000万というふうに目標といいますか、納税額を予想していましたが、うれしい悲鳴で5,000万に増額修正をしたということが先般新聞に報道されておりました。かように、現状は各自治体とも工夫を凝らしてふるさと納税を進めております。

例えば、これがどのように大きな効果をもたらしているかといいますと、2014年度、全国で141億円のふるさと納税が集まったそうであります。それから、その中で、例えば九州に平戸市という市がありますが、ここの税収、自主財源といいますか、その税収規模は27億円。ところが、ふるさと納税は平成14年度に15億円集まったということが、これまた新聞で報道されています。

それは極端にいい例ではあると思いますが、現状と、それから今現在感じているらっしゃる今後の方向性についてお伺いします。

以上です。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） ふるさと納税につきましては、奥野議員さんからもいろいろと後押しをしていただきました。そういった中で一生懸命またこちらのほうも取り組んできまして、おっしゃったように9月から返礼品を開始させていただきました。まず昨年度の11月末での寄附額でございますけれども、34万1,000円でございます。寄附件数は昨年度11月末で8件。それと、今年度の11月末現在での寄附額が165万3,000円。寄附件数が53件ということで、寄附額で申しますと4.8倍。寄附件数でいきますと約6.6倍というような数字になってございます。

まず、今から本来ならば12月がいつも多くふるさと納税が入ってくるわけでございますけれども、まだこれから後、わずか20日間の間でどれぐらいに伸びるのかというのはまたいろいろと見てみないとわかりませんが、今後の考え方を申し上げさせていただきますと、まず来年4月からは、今ほど商工会あるいはJA（農協）吉田郡のご協力をいただきながら、返礼品のいろいろなものをチョイスできるようにご協力いただいていたところでございますけれども、先般の商工会との懇談会におきましても、来年4月からは商工会の会員さんだけではなく、ほかの一般の企業の方々からも返礼品の掘り出しをさせていただきたいと思っております。やはりふるさと永平寺町に見合った返礼品をぜひ町としても見つけて、皆様に永平寺町のふるさと納税にご協力していただきたいというふうに思っております。

それと、また最近では若者のふるさと納税の寄附の仕方といいますのも、最近多様化してきております。そういったことから、クレジットカードで寄附ができるように、来年4月1日よりクレジットカードの決済、それと連動しましてふるさと納税関連のポータルサイトの連携を始められるように今準備を進めていると

ころでございます。

そういったところから、さらなる納税額の増加といたしますか、皆様に永平寺町、ふるさととしてしっかりと見ていただけるような返礼品の対応もさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） ありがとうございます。やはり返礼品の組み合わせといたしますか、取り組み方によりまして効果は大きく分かれるようでございます。先ほど申し上げましたあわら市でも、カニを中に加えたらどーんと伸びたと。ご存じだと思いますけどね。

それから、隣の加賀市のほうでは、石川県全体がそうでしょうけれども、エージェントといたしますか、JTBでしたか、我々、越前、加賀のほう、もともとの住民はカニなんて寒くなってから食べるもんやというふうに思いますけれども、関東圏やら中部圏とか、向こうに住んでいる人は、金沢行った、福井行ったというやはり夏でもカニが食べたいそうでございます。そこら辺を売り出した観光パックが売れているというようなことでございますので、我々がもっている既成観念もやはり変えていく必要があるのかなというふうに思われます。

ふるさと納税の今我が町はこの集まったお金をたしかプールしていましたよね。そこで、後ほど最後にお伺いしますが、本町の観光資源を観光客誘客拡大につなげる戦略の中で、本当に商工観光課さんも予算をやりくりして活動をされているようございますが、いろんなふるさと納税で集まった資金の使い道として、例えば就学する上で貧困な若者に支給するというのも一つの考えでしょうけれども。

その中の一つに、今我が町が力を入れている観光資源開発、観光誘客拡大にも目標をね。それは納税する方に選んでもらえばいいんですよね。私は教育振興に使ってほしいとか、観光振興に、商工業の振興に使ってほしいとか、それを一つやはり掲げてもいいのではないかなというふうに思いますので、ひとつそこら辺はどうでしょうか。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 寄附金の使途でございますけれども、現在までにいただいた寄附金の使途はまちづくり基金に積み立てさせていただいておりまして、小中学校の校外活動、部活動、バスの借り上げ等々に一部充当をさせていただいて

いたところでございます。

今ほど議員さんおっしゃったように、やはり寄附者の方がこういったものに利用してほしい、使っていただきたいというものについてはやっぱりそういう使い方をさせていただきたいなと思っておりますし、今ほど議員さんおっしゃったように、私も先ほど説明不足でしたけれども、来年度からはそういった利用の選択肢も含めて、皆様の寄附者の気持ちに答えられるようにしていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） 来年度からそうい視点でも制度の見直しをしていただけたらなというふうに思います。

それから、これわかっている範囲でいいんですが、来年度から法人版というか、企業版のふるさと納税制度が創設されるというふうに今報道をされていますが、これについて概略、何かご存じの部分は。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 企業版のふるさと納税の概要につきまして申し上げますと、政府は企業が集中する都市部に偏りがちな法人から税収を地方自治体に配分することを目的に企業版ふるさと納税を来年度の税制改正の大綱に盛り込むという考えをしているということは聞いております。

内容といたしましては、現在では企業が寄附をした場合、全額損金を算入することで約3割が減税されるということを聞いております。新たに3割を法人住民税などから税額補助で差し引いて、減税幅を約60%、6割に拡大するというふうに聞いております。企業の負担は約7割から約4割に減るということで、企業に自治体への寄附を促して地域活性化の取り組みを後押しするものでございます。

また、もう一つの特徴は、企業からの寄附は各自治体が策定しました人口減少対策の5カ年計画の地方版総合戦略に基づき地方活性化の具体的な事業計画のうち、効果が高いと政府が認定した事業に寄附をした場合に減税を受けられるというふうに聞いております。

本町の取り組みといたしましては、まだこの方針が未確定な部分が多いということから、しっかりと税制改正大綱の内容を注視して、見守りながらいつでも取り組みができるように考えたいと思います。

しかしながら、現在のところは、現在取り組んでおります個人のふるさと納税の制度をしっかりと充実をして、来年4月をしっかりとしたものにさらなるリニューアル的なものにしていきたいというふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） ありがとうございます。もともとの個人版のふるさと納税制度もそうですが、やはり先に研究して先に取り組むというのは大きいと思いますので、ぜひ研究していただいて準備をしていただきたいと思います。ただ、総務課さんもいろいろ取り組まなければいけない施策が多数ある中で、マンパワーもそんなにたくさん割ける状況ではないかと思えます。ちょっとふるさと納税とは離れますが、今、政府は1億総活躍社会とか、生産年齢人口が減っているというようなことで定年延長とか、不定期労働の人の正職員化とか、例えば定年延長といいますと60歳で一回やめてまた再雇用じゃなくして、定年そのものを65歳に伸ばしなさいという考え方でございますけれども、これも義務化といいますか、そういう方向にあると思えます。

また、65歳過ぎても70歳まで働くようにしましょうとかといいますのが、今の日本の経済成長を維持するためには生産年齢人口が足りない。そうすると、働ける人にはやはり働いていただきたいというような発想が出てきていると思いますので、そういう意味ではシルバー人材センターさんなんかも活躍する場といいますか、携わる場面がふえてくると思っておりますけれども、そういう中でマイナンバー制とか、12月から始まりましたストレスチェックとか、総務課さんには非常に多くの案件がたくさんあると思いますので、ひとつ大変ではございますが、また取り組んでいただきたいと思えます。

次に、通学路歩道の除雪体制についてお伺いします。

先般、回覧といいますか、行政のほうからの通知事項として、除雪体制をとる時期になってきたと。路上において何か車とめたりしないでください。物置いての除雪も非常に危険なので、それでけがする場合がありますとか、住民に対する周知事項が回ってきました。

そこで、身近にあった話なんですけれども、小学校の子どもたちが通学する通学路の除雪体制についてお伺いします。前回ですか、全協の場でしたか、歩道の積雪基準は20センチというふうにお聞きしたと思いますが、これはこの基準は絶対守らなければいけない基準なんですか。

それは何かの補助金が県からおりてくる基準が20センチということで、早目に出ると出動回数がふえると町の負担がふえるとか、そういう部分に影響するんですかね。

それとあわせて申し上げますと、家の前の子どもたちの通学路が、歩道が除雪されていないとおっしゃった方は、どこが指定除雪路線かというのが認識されていなかったわけですね。そこら辺についても指定されている歩道の除雪区域というんか、それについてちょっとご説明いただけますか。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） まず、歩道除雪の指定路線についてでございますけれども、国道や主要県道中川松岡線ですとか小畑松岡線とか、これは除雪体制の中で県との代替路線の中でそういった路線のやりくりをしているわけですが、そういった主要県道と、小学校から半径500メートルの範囲内にある通学路を指定除雪路線として町のほうで除雪作業を行っております。

積雪20センチについては絶対的なものかということなんですけれども、これにつきましては絶対的なものではございませんが、今、歩道の歩行者の通行のネットワークということを考えますと、県と町とその除雪の中で一連のそういったつながりがある中で、県の除雪の基準と統一させていただいて、通行者が困惑することのないように努めているというようなことで、基準を統一させていただいているということでございます。

○議長（川崎直文君） 13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） そういう基準がないと收拾がつかなくなる懸念もあると思いますので、それは一つの必要なものだと思いますが、先般、今申し上げました事例ケースの場合は、実はそこが通学路の除雪、歩道の除雪ラインに指定をされていた。地図には線が描いてあると。ところが何で回ってこないかという、子どもたちが学校行くときにはあいてないわけですね。7時半か8時前ぐらいはね。そうすると、車道のほうが除雪してあるので、そこを歩くと。ところが、先般も申し上げましたけれども、御陵地区の、とりわけ県大周辺が、渋滞を避けて集落部分に入ってくる車両が結構ありますので、それを見てらっしゃったご父兄といえますか、住民の方は非常に危ないと。子どもたちが通学しているのにどうして除雪してくれないのというふうなご意見、ご意向だったわけですが、それについては、その後、お聞きしましたところ、除雪の順序といえますか、時間帯を早めていただいたというふうにお聞きしましたんですが、そういうことだった



んでしょうか。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 今議員さんおっしゃったように、先ほどの繰り返しとなりますけれども、車道除雪でもあったように、雪の降り始めは明け方降ったりというようなこともあって、基本的には通学時間に終了するように努めておりますけれども、そういったことがあったということも含めまして、出勤時間を昨年度よりも早めると。繰り返して除雪をするというような体制をことしとらせていただいております。

○議長（川崎直文君） 13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） ありがとうございます。

では、建設課さんに対する2番目の項目でございますけれども、住宅の耐震化促進事業を従前からやっていたらっしゃいますけれども、ここの内容といたしますか、その促進化、助成する要件はどういうような要件になっているのでしょうか。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 今、町のほうでは住宅の耐震化事業としまして耐震診断と耐震プランの作成、あるいは耐震改修について補助制度を取り入れておりますけれども、いずれも昭和56年5月30日以前、いわゆる旧耐震基準の建物、木造住宅に対して補助するというようなことで基準を設けております。

○議長（川崎直文君） 13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） その昭和56年以前の基準では危ないということで耐震化診断をして耐震化工事をした場合には、一定の割合で助成金を支払いますということなんですが、それは今、この制度始まって以来、何件、何戸といたしますか、実績といたしますか、耐震化の改装をされて、それをそれ以前の町内における住宅の何%というか、何割というか、どれくらいの耐震化率なんでしょうか。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 11月末現在の実績でございますけれども、耐震診断が141件、補強プラン作成が85件、耐震改修工事が14件という実績でございます。

26年度末時点での本町の一般住宅の耐震化率の推計でございますけれども、約73%でございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） その73%の分母は何をとられているんですか。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） これはいろいろ考え方があるかと思いますが、本町におきましては町全体のその固定資産税の家屋データをもとに推計を出させていただいております。

○議長（川崎直文君） 13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） なかなか捉えにくい言葉での説明でございましたが、数字で言うだけでいいかなと思います。

56年6月の旧耐震基準の建物を分母にしているんじゃないんですか。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） まず、26年度の推計でいきますと、住宅の数、これも課税データをもとにしまして住宅の数、全体で約6,730ほどありますけれども、そのうちの56年以前の住宅の数、それが約2,080ほどありまして、56年以降の住宅につきましては耐震性があると。新耐震基準で耐震性があるというような形で捉えております。それが約4,950ほどあります。

その55年以前の住宅の中でも耐震性のある住宅数が約300ほどあるということで、最終的には住宅の耐震性のある数が4,945ありまして、それを全体の住宅数6,730ほどで割返しますと約73%の耐震化率という形でございます。

○議長（川崎直文君） 13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） わかりました。この73%の根拠を数字でおっしゃっていただくとわかります。

その基準で昭和56年6月以前の旧耐震基準、それから56年6月以降の新耐震基準において、56年6月の新耐震基準に基づいて建てられた建物は一応倒壊しないと。深度6強に耐えるというふうに評価されるようではありますが、一部の別の資料によりますと、この56年6月以降でも平成12年、これは阪神・淡路大震災を契機に建築基準法が大改正をされましたが、それ以降についてはかなり信頼性がありますが、それ以前のものについては信頼性が低いといえますか、そのままのみにはまずいという結果がこういう業界の調査では出ています。そこら辺についてはどういうふうにお考えなんですかね。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 議員おっしゃるとおり、56年以前の建物についてもそ

ういった耐震性のない建物も実際にあるのかと思います。ただ、町としましては、耐震化率を向上させるという一つの目標の中で、そういった56年以降の数字の捉え方もいろいろあるかと思いますが、何とも言えませんけれども、町としましてはその耐震化率を上げるという意味では、もう旧耐震基準である56年の5月31日時点の建物を優先的に耐震化を上げていくというような形で全体の耐震化率を上げていくというような方向性の中で考えておまして、現在、そういった形ですけれども。

また、27年度に建築物の耐震改修促進計画の見直しを行っているということもございますので、そういった中でまた今後、県のそういう方針が出た段階でまた町のほうもそれに沿った形で検討していきたいというふうに思っております。

○議長（川崎直文君） 13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） 一遍に何もかにもはできないと思いますので、やはり一定の基準をつくって取り組んでいかざるを得ないと思いますが、これ、来年度ですかね。今、ちょっと資料出てこないんであれですけど、今、損害保険各社は地震保険の保険料を大幅に引き上げようとしていますね。これは17年、19年、20年ですかね、3回に分けて。というのは、いろんな地震、巨大地震の発生の確率が学術的に高くなっていますよね。だからそれに対応する備えだと思えますが。

ちなみに、今後、これは私ではない、学者が言うことですが、30年以内に約70%の発生確率で発生し、茨城県から沖縄県まで震度6以上の揺れといわれる南海トラフ巨大地震というのがそういう確率で強度もそれぐらい出てくると。永平寺町は岩盤がいいんだというお話もありますが、しかしやはりこういうことが予見されている状況では、空き家とか、それから進捗、耐震の56年6月以前はもちろんのことながら、交通の要衝、生活道路の要衝に、交差点とかにそういうものが建っている場合、優先して町の制度をお知らせするとか、やはりそういう働きかけも必要ではないかなと。

緊急車両、自助・共助・公助とおっしゃいますが、倒れると自助も共助も公助もなかなか進まなくなりますので、それはやはり事前に備えておく、そういう計画を立ててアプローチをしていくべきではないかなと。ただ、町民が耐震診断やりたいんやと、耐震補強工事やりたいんやと。一回、これ助成受けられんかのこののを待つだけではなくて、やはり調査をして、そういう重点地区については行政のほうからアプローチすることも必要だというふうに思いますので、ひとつ今後、そういう見地からご検討いただけたらというふうに思います。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 議員おっしゃるとおり、そういった緊急輸送道路沿いに当然建物も建っているという状況の中で、平成19年度に今の町の建築物耐震改修促進計画を立てさせていただいておりますけれども、そのときにはそういった建物が62棟ありまして、旧耐震がそのうち20棟あるというようなそのときの調査結果でございます。

先ほど言いましたように、今、計画の改訂業務を行っている中で、そういった緊急輸送道路の幅員が12メートルを超える場合には、幅員の2分の1を超える高さの建築物を対象にするとか、そういった建築物の対象の基準がありますので、そういったことを今現在調査しているところでございます。

そういった調査を踏まえながら旧耐震、新耐震という形で区分しまして、建物の所有者にもそういった形でお知らせできるような形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（川崎直文君） 13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） それでは、もうちょっと個別の建物というよりも、最近話題に上がっております大きな問題でお伺いいたします。

建築工事をする場合に基礎にくいを打ちますが、この工事のデータ偽装、手抜き等々が全国各地で発覚しました。我が福井県におきましてももう既にくい打ちのデータ確認をしている自治体もあるし、まだこれからというところもあるかと思いますが、我が町においてはくい打ち工事の数値偽装等々に対する取り扱いはどのように。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、昨今騒がしておりますくい打ちの件でございますけれども、まず本町が合併した後に建築されたもので調査をさせていただいております。

まず、松岡小学校の体育館、それと本庁舎の耐震化に係るくい打ちが2件ございました。両方ともに調査をしてもらった結果、施工の報告書の再調査の結果、問題がないということで、業者はこれ別々でございますけれども、松岡小学校については三谷セキサン、それと本庁舎のほうにつきましてはホッコンマテリアル株式会社、両方から文書にして調査の回答をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） その回答には、電流計の波形とか数値等々は添付してあるんでしょうか。問題ないという言葉での回答ですか。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 今回のところにつきましては、電圧計の波長等についてはおりません。あくまでも文書で回答をいただいているということでございます。以上です。

○議長（川崎直文君） 13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） 皆さん知っている企業でありますから、そこまでの偽装に偽装を重ねることはないとは思いますが、やはりそれはきちんとエビデンスを添付して、その言葉は記録しておくべきだというふうに思います。そういうふうに取り扱っていただけたらいいのかなというふうに思っております。

次に、公共施設再編の方向性についてお伺いします。

それでは、お伺いします。

先ほど先輩議員のほうからの質問にもありましたけれども、そのご回答にもありましたが、11月20日の全協におきまして、行政改革推進室のほうから公共施設再編の中間報告というものが出されました。この中間報告では抽出された57施設のうち、7施設の取り壊し、あるいは機能移転、2つの施設の譲渡・売却、それから11施設の用途変更という方向性が示されました。ここで一つの方向性を見たのかなというふうには受けとめています。

しかし、中間報告では、今回は幼稚園、小中学校施設、消防団の車庫、上下水道施設はいろんな方面から、いろんな意見から、討議を踏まえる必要があるということで対象外とされました。これは当然のことながら、今人口が減ってくる。我が町においても人口ビジョンをつくって減るのを食いとめようという動きといえますか、施策は今後打ち出していくんだらうと思いますが。

例えば、10万人の人口の行政が6万人に減る行政と、10万人から16万人にふえる行政区域とは、その地域における行政の施設、公共施設を維持していくためのコストはかなり変わってくると思いますね。だから、やはり人口が減っていくという場合は財政的に非常に余裕があって、投資がどんどんできる場合ならいいですけども、財政をやりくりしながらやっていくということであると、その負担は現在の納税者及びこれから働いて納税をしていただく将来世代に負担をつけ回すということにもなりかねないというふうに思いますので、今後、この公共施設の再編の方向性はどのようにお考えなのか、個別の1棟、1つの施設等々

については結構でございますけれども、全体としてどういうふうに進めていかれるご所見でしょうか、お伺いします。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） お答えをさせていただきます。

今ご指摘のとおり、今回お示しさせていただいた施設は57施設ということでございます。今回の計画で対象外とさせていただいた施設、学校あるいは幼稚園等々ですけれども、これらにつきましては次期行政改革大綱の実施計画の中で引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。平成28年度、来年度から5年間の計画の中で引き続き検討していきたいと。

またあわせまして、平成28年度に全施設を対象とした公共施設等総合管理計画というものを策定する方向で現在、関係各課で検討、調整を行っているところでございます。

そして、この公共施設等総合管理計画といいますのは、国のほうも今、全市町に対して策定せよというような形で要請をしている計画でございます。これはこの計画策定の要請の背景といたしましては、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えるということ。その一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にあるということ。それから、今おっしゃいましたように、人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくということ。さらには、市町村合併等、合併後の施設全体の最適化を図る必要があるというようなこと。そういったことから、この公共施設等総合管理計画の策定が要請されているところです。本町といたしましては、平成28年度に策定を予定しているということでございます。

また、この計画に基づき実施されます事業につきましては、自治体における取り組みを後押しするために地方債措置といたしまして既存の公共施設を統合して一体型施設や複合型施設として整備する場合には公共施設最適化事業債の対象として、また既存の公共施設を改修し他の施設として転用する場合は地域活性化事業債、転用事業の対象として、また単に解体する場合も除却事業に係る地方債の対象として財源を確保することができるようになっております。

以前であれば施設の解体費や補助対象とならない改修整備等は町単独負担で行うことが通例でありましたが、これらの地方債は交付税算入の対象でもありますことから、有効な財源として活用を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） ありがとうございます。何と申しますか、公共施設の再編に当たっては有利な除去債とか、最適化事業債、やはりこれを活用していくのが財政的に厳しい折、やはり必要かと思えます。

そうしますと、いつまでも検討してる、検討してるでは、この事業債等々もずっと20年も30年もあるんだよということではないと思うんですね。国も別に資金があり余っているわけではございませんので、やはり一定のスピード感を持って取り組んでいただきたいというふうに思います。

次の質問ですけれども、有害鳥獣の対策についてお伺いいたします。

それでは、お伺いします。

今、有害鳥獣の状況と申しますか、被害状況はどのような状況になっているのでしょうか。

それと駆除についての実績と申しますか、成果はどういう状況でございますか、お聞きします。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） それでは、現状の有害鳥獣の対策事業についてご回答させていただきます。

まず初めに、本町での鳥獣害対策の取り組み方針でございますが、まずは鳥獣による農作物及び住民への被害防止のために被害の防除、個体数の調整、また行政、地元、関係機関の連携により取り組んでいるところでございます。

そうした中で、まず被害の防除でございますが、この防除につきましてはイノシシの防除対策といたしまして電気柵の設置、これはことしの4月1日現在で町内で6万7,361メートル設置をいたしております。また、イノシシ、鹿の防除対策といたしましては、ネット柵の設置を推進しておりますが、延長につきましては7,105メートルでございます。

また、町といたしましては、設置に係る費用につきまして補助金の支援をいたしております。

参考までに、電気柵につきましては県3分の1、町3分の1、地元3分の1でございます。また、ネット柵につきましては、県が2分の1、町は10分の3、地元10分の2でございます。

それと、個体数の調整でございますが、これにつきましては農作物の被害防止のため、イノシシ、ハクビシン等の鳥獣類を猟友会、駆除隊員でございますが、

地元協力隊員の協力をいただいて捕獲を行っております。

なお、ちなみに今年度、10月末現在でございますが、全体で480頭、イノシシにつきましては417頭捕獲をいたしております。

また、熊の人的被害ということで、熊の出没時の体制につきましては状況によって多少異なりますが、猟友会、警察署、消防本部、区長、関係者への連絡とパトロールの実施など、状況によっては捕獲を行っているところでございます。

それで、こういったことで農作物、人的被害の抑制効果、検証ということでお話ししてもいいんですかね。

○議長（川崎直文君） はい。

○農林課長（小林良一君） まず、農作物の被害についてでございますが、これは福井県の有害鳥獣による農作物の被害状況調査でございます。これは福井県の農業共済が調査をいたしております、それによりますと、まずは先ほど議員さんのほうから全国では200億円の被害があると言っていました。

福井県全体といたしましては、平成22年度、5年前でございますが、このときは被害面積が425ヘクタール、被害金額は1億2,940万円でございます。昨年の実績でございますが、昨年は被害面積が289ヘクタールと減っております。被害金額につきましては1億2,565万円と、被害面積は先ほど言いましたように136ヘクタール減っておりますが、被害金額はほぼ同額で推移している状況でございます。

そうした中で、永平寺町でございますが、永平寺町につきましては5年前の平成22年度におきましては被害面積は6.4ヘクタール、被害金額は93万5,000円でございます。昨年ですけれども、平成26年度は被害面積は3.4ヘクタール、被害金額は177万3,000円ということで、被害面積は3ヘクタール減っております。

なお、被害金額につきましては83万8,000円と被害額はふえてはおりますが、これ、25年度と比較しますと、実は平成25年度、これは被害面積が4.5ヘクタールでございます。被害金額は256万2,000円ということで、25年度と比べますと両方とも減っております。ということで、今、猟友会、また地元協力隊員等が熱心に捕獲をしているということもございまして、被害面積は抑制されていると考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 13番、奥野君。



○13番（奥野正司君） 我が町もそうだと思いますけれども、被害の主たる被害はイノシシ。一番多いのは鹿の食害ですけれども、次に多いのがイノシシということだそうです。

それで、今課長さんのお話では効果が上がっているというふうに私はお聞きしたんですけれども、そんな中で田畑や森を荒らす有害鳥獣については、一つは従前は森の近くまで、森林の近くまで耕作していた農地が耕作を諦めた、高齢化いろいろあると思います。イノシシが荒らすからもうやめたというような部分もあると思いますので、農災へ保険の申請をした数字だけでははかり切れないと。もうつくってもそれに見合う収穫をとれないからもうやめたという方も結構あるんじゃないかなというふうに思います。

今効果が上がっているからそれでいいのかなという部分は、ちょっとこういうようなお話をお聞きしました。各地区、上志比、永平寺、松岡、それぞれ有害鳥獣の捕獲に当たっている猟友会さんですか、ハンターさんといいますか、がいらっしゃると思いますけれども、そこでとり方の方法の差とか、えさのやり方とかいろいろ主義があるんだらうと思いますが、何かちょっとスムーズに調整が進んでいないのでないかという声があります。そこら辺については農林課長さんはどういうふうにお聞きになっていますか。

○議長（川崎直文君） あらかじめ時間の延長を行います。

農林課長。

○農林課長（小林良一君） まず、先ほど言ったイノシシの被害等によって耕作放棄地がふえるということですが、毎年、農業委員会のほうで耕作放棄地のほうを調べておりますけれども、参考までに、平成25年度は2万3,542平方メートル、平成26年度は2万863平方メートル、今年度ですけれども平成27年度は2万780平方メートルということで、この耕作放棄地自体は現状維持で推移している。

ただ、先ほど言いましたように、イノシシ等の被害によって被害は起きたけれども届け出してないとかいう農地については多々あると思いますけれども。そうした中で今ほど奥野議員おっしゃられたとおり、猟友会ですね、今一生懸命やっております。そうした中で、合併前から高志猟友会ということで松岡班、また永平寺・上志比班ということで捕獲を行ってまいりました。そうした中で、松岡地区については先ほど捕獲方法が違うんでないかとかいろいろありましたけれども、松岡地区のほうは捕獲おりによりまして単体、1頭か2頭か3頭という形で

捕獲をいたしております。松岡地区につきましては猟友会が中心になって行っています。永平寺地区におきましては単体というより群れですね。例えば3頭とか4頭、5頭、6頭、7頭ということで、群れに対しての捕獲という方法で行っております。永平寺地区におきましては猟友会の方、そして協力隊員がおられまして、そこらがグループになって捕獲をいたしております。また、上志比につきましては捕獲隊員おられるんですけども、まだ年数がちょっと3年以上たたないと捕獲ができないということで、永平寺の猟友会の方がお手伝いをして、上志比地区につきましては上志比地区、その地元地元の協力隊員がおられまして、そこらと協力をいたしまして捕獲をいたしております。

そうした中で、現状といたしましては松岡、永平寺、上志比とそれぞれ熱心に捕獲をいたしております、現状ではうまくいっていると私は思っておりますけれども。そうした中で、永平寺町も合併して10年がたちます。中には松岡の方も永平寺地区、上志比地区のところへ行って捕獲とか、いろんなご提案もごさいます。そうした中で、捕獲方法が違うということもございまして、今少しずつではございますが何かできないかというて協議をしておりますけれども。

町といたしましてこの捕獲がいかに有効にするかということで、まずうちら1点は、実は被害の防除、これ今各地区電気柵、今6万7,000ほどやっていますけれども、地区地区の間にやっていないところがありまして、すき間がございします。そうしたところからイノシシ等が入ってくるということで、まずは地域間の連携によって電気柵、またネット柵等によってそのすき間をなくすような指導をしてまいりたいと、また行っていただきたいと考えております。

それと、先ほど言ったそういう捕獲方法の違いがあって一体化ということもございしますけど、まずは今の現状、捕獲隊員、猟友会の人たちも高齢化と人数が少なくなっているということで、これは永平寺町だけでなく、福井県、また全国的にそういうこととございします。

そうした中で、町としましても、やっぱり地域ぐるみ、やはり地元の地域の方もイノシシと、またそういうようなものに対しての意識の向上を図って、地域ぐるみで地域の中でわなの免許とか、当然町が介入しますので、わなの免許とか、そういうような協力隊員の協力により、連携により地域ぐるみでやっていきたいと、私はそう思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） 今のそういう方向でいいのかなと思いますが、やはり今お話もありましたが、狩猟をされる方の高齢化でだんだん減っていくというのは、これやはりこういうトレンドは続くんでないかなと。全国的な話ですけども、これは報道によりますが、1970年ごろには全国に50万人狩猟される方がいたと。ところが、今は20万人を切っているというようなことでございますので、やはり我々は自然との共生ということが言われていますけれども、狩猟されるその猟友会さんですね。それから、狩猟される猟師の方、その方々ともお互いに共生していただいて、結果的にイノシシや鹿の資源保護にならないように一定の予算額で捕獲頭数がマックスになるようなやり方をやはり行政は施行していくべきではないかというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） ただいまの意見はごもつともございまして、町といたしましてもその辺も含めまして十分農作の被害と人的被害も含めまして防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） 済みません。あと最後でございますが、本町の観光資源を観光客、誘客拡大につなげる戦略をお伺いいたします。

今お手元に4枚ほどマップとございますか、お配りさせていただきましたけれども、担当の商工観光課さんも限られたマンパワーで全国いろいろなところを観光物産協会とも連携して情報発信に努められているようでございます。

ちょっとこの前、私、数日、11月の後半からですけども、先ほど先輩議員の質問にもありましたけれども、近隣の影響があると思う観光のポイントですね。そこについてどんな、我が町の観光マップ等々が置いてあるのかなというふうな気持ちでちょっと何か所か見てまいりました。

11月後半には、すぐそこですけども、越前竹人形の里、ここへ行きました。ここには取れるチラシは13種類ございました。この中で、永平寺町のはありませんでした。地元は坂井市ですから、坂井市が多いのは当然でございますが、遠方からでは七尾市。なぜ七尾市から来るのかわかりませんが。それから、小松市の日本自動車博物館ですか、とか、片山津温泉のほうからのパンフ、それからこれは各ポイントでいつも出てくるんですけども、勝山市。勝山市は非常に力を入れていらっしゃるのか、ゆめお一れ勝山、これはどこ行ってもありまし

たね。そういうふうなことで。

次の一乗谷の水の駅、これは道の駅みたいなものですがけれども、あそこでは5種類でしたけれども。

要約して申し上げたいと思います。

名田庄からはほたん鍋とか、敦賀の遊敦塾とかで、白山をまたぐ各自治体からは白山百膳とかが来ております。それから、一乗谷管理棟ですね。福井市。これは市立。あそこの一乗谷朝倉氏遺跡を管理しているところでございますけれども、最近横にきれいなレストランができました。そこでございます。ここはパンフは10点、10種類ありました。この中でも福井市が多いのは当然でございますけれども、大野市、結の故郷越前大野市散策マップというのが置かれていました。

それから、一乗谷朝倉氏遺跡資料館。これは県立ですね。県立ですから、同じく県営のいろんな美術館とか民俗館とか、そういうようなものが置いてございますけれども、生活学習館のほうも置いてございますけれども。ここへも勝山市が4点、かなり部数としては多く置いてございます。平泉寺とかスキージャム、ゆめおーれ勝山、はたや記念館ですか。大野市は和泉郷土資料館というのが置いてございました。それから鯖江市、遠方から赤穂市、佐賀県立博物館、長野県立博物館とか——多分、県立同士のつながりだろうと思います——が置いてございます。20点。種類、同じものを省きますと20点ございました。

それから、一乗谷の駐車場のある、皆さん車をとめてちょっと散策なさる場合のあの土産物を売っているところがございますけれども、そこでは12点各地からパンフが来ていました。県、それから福井市が多いのは当然ですがけれども、やはり勝山市からは3点、ゆめおーれ勝山を初め置いてございます。鯖江市のラポーゼかわだ、越前漆器体験というようなパンフを置いてございます。

それから、かなり来場する数がふえています県立恐竜博物館、ここは18点のパンフが収集できました。県立ですから県のを置いてあるのは当然でございますけれども、ここに勝山市が7点、勝山ジオパーク、ゆめおーれ勝山、まちの駅勝山、勝山大仏、スキージャム等々、それから大野市も7点、結の故郷の観光パンフとか、結なびとかね。越前おおのちよい呑み酒遊とか、イトヨの里とか等々ございます。坂井市が、これは県児童科学館ということだったんでしょうけれども、エンゼルランドふくいも置いてございました。

我が永平寺町はありませんでしたけれども、ポスターが置いてございまして、これは禅の里さんです。これは運営主体が同じなのか、そのポスターにはこの

恐竜博物館の片一方残ったチケットを持って禅の里温泉へ来ると何割引かする  
というふうなポスターが入ったところに置いていただきました。

それから、やはり誘客の場合に外せないのがホテルだと思いますけれども、市  
内のホテルですとユアーズホテル、ここでは店頭においてあるのは7種類でござ  
いました。置いてある中には、勝山市、ゆめおーれ、越前市、地酒百蔵というん  
ですかね、等々が置いてございました。県のパンフも置いてございます。

ユアーズさんがおっしゃるには、宿泊客あるいは観光客、ビジネス客いろいろ  
やられておるんですが、永平寺町さんの、永平寺のそのパンフはないんかと言わ  
れたらお出ししますということで、商工観光課さんがお持ちいただいたのか、これ  
ですね。これとか、観光物産協会が出されたこういうものが置いてございました。

それから、ちょっと規模はユアーズより大きいですが、ホテルフジタ。  
ここでは、23種類収集できました。ここではフロントの方、フロントの責任者  
と話をしたんですけれども、おっしゃるには置いておくフロントで手続をするそ  
の横にパンフレット置くところがあるんですけれども、各自治体から持ってきま  
すので、そこがあいたら置かせていただきますけれども、そのあいているところ  
へ、その自治体のを取って永平寺のを置くわけにはいかんということですので、  
事前に持って行って、あいた場合はこれ置いてくださいと言えは置いていただけ  
るのではないかなということでございます。

ここも勝山市が置いてございます。ゆめおーれとか、スキージャムとか。勝山  
はえらい熱心だなというふうに思います。

それから丸岡城ですね。丸岡城では22点置いておりました。ここにも勝山市、  
越前市等々が置いてございます。永平寺町のはちょっと見当たりませんでした。  
酒は九頭龍、黒龍さんの酒が置いてございました。

丸岡温泉たけくらべ、ここでは14種類ございまして、ここにやはり勝山市が  
置いてございます。加賀市とか越前市も置いてございました。坂井市は当然置い  
てございます。

それから、山を越えましてゆけむり健康村ゆーゆー館、山中温泉でございま  
すけれども、ここは24種類置いてございます。石川県観光連盟を初め、遠くは佐  
渡市とか、福井県坂井市のも置いてございます。

それから、あれはJTBの「るるぶ」の別冊が「加賀の國」を取り上げたやつ  
が自由にとれるようになっていました。

それから、山中温泉の山中座、総湯というんですかね。あそこは使い方として

加賀市のいろんな町民へいつも配っています広報ですね。そこでとれるようになっていきます。ここは27種ですけれども、ここには福井県のほうからとしては坂井市の芝政ワールドとか、越前町の水族館等々が置いてございました。

あとは山代温泉ゆのくに天祥ですけれども、ここでは16種類。ここにもやはり勝山市のゆめおーれが置いてございます。

それから、鯖江の三六温泉神明苑でもゆめおーれ勝山は置いてございました。

以上のような状況でございますけれども、商工観光課さんも全国のエージェントとか、観光スポット等へ積極的にパンフ等を送られているということでございます。それから思い起こしますのは、私、過去に2年間ホテルで仕事したことございますが、もちろんフロントへは立ちませんでした、フロントの責任者等々は四季にエージェント回りをします。エージェント、東京、大阪とかエージェント行きます。送客してくれる先、そこへ行って名刺を渡して挨拶してくる。新しいパンフを持っていく。自分のところの地元の名産品も持っていくというような。やはりこういうようなのは、例えばパンフがなくなったときにいろんなものがあったらどれを置こうかというのは、やはり平常の結びつきが大事だと思いますので、商工観光課さんはお忙しいとは思いますが、そこら辺の予算もつけていただいて、現在、発送、あるいは持参等々されてはいると思いますが、それにまた取り組んでいただきたいというふうに思います。

もちろん、そこで、これ申し上げていいのかどうか。何とかエージェント回りとか営業する場合は、これ名刺はツールですね。必要欠くべからずツールなんです、そのツールをつくる予算がないということがあるそうです。ですから、先ほどふるさと納税の寄附金をせめてそこら辺で使うことはできないのかなといえますか、これは税収が上がるための投資ですからね。やはり何でもかんでも節約するという部分とは違うと思いますので、ぜひまたひとつご一考をお願いしたいと思います。

それから、これは県の方がおっしゃっているんですかね。その行政の観光を発信するためには、まず住民が自分たちの町を好きにならなアカんと。語り部もそうですね。自分たちのエリアが好きだから語り部……。

○議長（川崎直文君） 時間が過ぎておりますので、最後の質問としてください。

○13番（奥野正司君） それで申し上げたいのは、観光物産協会なんかはきちんと町内のいろんな状況のポイントが書いてございます。ところがまだ永平寺町ガイドマップさんは書いてあるところもあれば、白地のところもあります。それと、

この白地、かつ隣接する行政というものが何も書いてございません。そこも白地です。ところが、鯖江市にしろ、あわら市にしろ、ほんかの自治体は全部、福井市もそうですが、隣接する自治体もポイントは書いてございます。やはりそういうような意味で、これは版をつくり直すのにちょっと日はかかるかもしれませんが、これは10年前からこれを使っているそうです。残り、いろんな写真は書いていらっしゃると思いますが、やはりその時代に合わせた内容に書いていかないと観光誘客に。

まず、インバウンドも当然狙っていかなきゃいけません、まずはその90%ほどは国内客ですから、国内客に対する発信をぜひこれまで以上に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（川崎直文君） 質問を終わってください。

○13番（奥野正司君） はい、終わりました。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） るる調査いただきまして、ご指摘いただきましたことを十分今後生かしてまいりたいと思っております。

また、観光パンフレットにつきまして近隣市町の情報も取り入れるなど、その時代に合ったものに今後修正をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

ありがとうございます。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩いたします。

（午後 5時16分 休憩）

---

（午後 5時16分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれをもって延会します。

なお、明日 8 日は定刻より本会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願  
いします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 5時16分 延会)